

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 事業の内容等</p> <p>本交付金は、1に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については<u>要綱の別表1のIの1の(1)及び(2)</u>のとおりとする。</p> <p>また、別表2に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び自然災害等により緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。</p> <p>1 事業名等</p> <p>(1) 循環型資源基盤整備強化対策 間伐材生産、路網整備・機能強化、<u>省力・低コスト再造林対策</u>、コンテナ苗生産基盤施設等の整備及び関連条件整備活動への支援</p> <p>(2) <u>先進的な林業機械等の整備</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 林業経営体育成対策（<u>林業機械リース等支援</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業種目別基準等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表2に定めるメニュー（都道府県又は市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設の整備（木質バイオマ</p>	<p>第1 事業の内容等</p> <p>本交付金は、1に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については<u>要綱の別表1のIの1及び2</u>のとおりとする。</p> <p>また、別表2に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業（以下「地域提案事業」という。）及び自然災害等により緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。</p> <p>1 事業名等</p> <p>(1) 循環型資源基盤整備強化対策 間伐材生産、路網整備・機能強化、<u>低コスト再造林対策</u>、コンテナ苗生産基盤施設等の整備及び関連条件整備活動への支援</p> <p>(2) <u>高性能林業機械等整備</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 林業経営体育成対策（<u>林業機械リース支援</u>）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業種目別基準等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表2に定めるメニュー（都道府県又は市町村が事業実施主体であるもの、木質バイオマス利用促進施設の整備（木質バイオマ</p>

スエネルギー利用施設整備に限る。)及び木造公共建築物等の整備を除く。)については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) (【事業者向け】又は【事業者団体向け】) (令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業) (【事業者向け】又は【事業者団体向け】) (令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官通知)」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】又は【木材産業】) (【事業者向け】又は【事業者団体向け】) チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

(3) 事業実施主体は、別記様式第1号-1の「「みどりチェック」チェックシート (林業事業者等向け)」又は別記様式第1号-2の「「みどりチェック」チェックシート (その他民間事業者・自治体等向け)」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、都道府県等へ提出するものとする。

(4) (略)

第2 事業構想及び事業計画の作成等

1 事業構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1の事業の達成状況を明らかにするための目標を定量化する指標(以下「指標」という。)を定めた上で、5及び6に定めるところにより、林業・木材産業循環成長対策事業構

スエネルギー利用施設整備に限る。)及び木造公共建築物等の整備を除く。)については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) (【事業者向け】又は【事業者団体向け】) (令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業) (【事業者向け】又は【事業者団体向け】) (令和3年2月26日付け2林政経第168号林野庁長官通知)」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:【林業】又は【木材産業】) (【事業者向け】又は【事業者団体向け】) チェックシート」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

(3) 事業実施主体は、別記様式第1号-1の「環境負荷低減チェックシート (林業事業者等向け)」又は別記様式第1号-2の「環境負荷低減チェックシート (その他民間事業者・自治体等向け)」を記入の上、交付金の申請及び事業完了の報告に当たり、都道府県等へ提出するものとする。

(4) (略)

第2 事業構想及び事業計画の作成等

1 事業構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1の事業の達成状況を明らかにするための目標を定量化する指標(以下「指標」という。)を定めた上で、5及び6に定めるところにより、林業・木材産業循環成長対策事業構

想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととし、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）等の森林・林業に関する基本的な計画との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体、地域住民等との必要な調整を図るものとする。事業計画の期間は、原則として単年度以内とする。ただし、次の（1）から（3）までをすべて満たすものについては、原則2か年度以内とし、契約を分割して実施する計画であっても3か年度以内とする。

（1）木材需要拡大・木材産業基盤強化対策であること。

（2）年度間の施工区分を明確にできるものであること。

（3）総事業費が5千万円以上であること。

2 事業構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。なお、複数年度にわたる事業計画を承認した場合でも、交付決定は単年度ごとに行うものとし、2年目以降の年度における交付の担保は行わないものとする。

3～5 （略）

6 事業計画

想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととし、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）等の森林・林業に関する基本的な計画との調和を図るとともに、関係行政機関、林業関係団体、民間非営利団体、地域住民等との必要な調整を図るものとする。

2 事業構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3～5 （略）

6 事業計画

(1) 都道府県知事は1の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に当該年度の事業計画を様式4により作成し、様式3により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。ただし、複数年度にわたる事業の場合は、初年度の事業の開始前に複数年度にわたる事業計画を作成し、林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとし、2年目以降の年度においては、事業計画の進捗を様式4により報告するものとする。また、当該申請に当たっては、様式5の事前点検シート、様式6の交付金チェックリスト、様式7の3及び様式7の4の達成状況評価シートを添付するものとする。

(2)～(5) (略)

第4 国の助成措置等

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して交付金を交付する。

都道府県知事は、交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とする。ただし、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に基づく複数年度にわたる事業については、この限りではない。

2・3 (略)

第5 事業の実施

1～3 (略)

(1) 都道府県知事は1の規定に基づき、毎年度、事業の開始前に当該年度の事業計画を様式4により作成し、様式3により林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。また、当該申請に当たっては、様式5の事前点検シート、様式6の交付金チェックリスト、様式7の3及び様式7の4の達成状況評価シートを添付するものとする。

(2)～(5) (略)

第4 国の助成措置等

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して交付金を交付する。

都道府県知事は、交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とする。

2・3 (略)

第5 事業の実施

1～3 (略)

4 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項については、別紙2のとおりとする。

第8 改善措置等

都道府県知事は、事業構想等における施設費の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、次のとおりその原因を調査・分析するとともに必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとし、林野庁長官等は、当該報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

(1) (略)

(2) 事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合。

2～5 (略)

第14 経過措置

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林整経第349号林野庁長官通知。以下「促進対策交付金実施要領」という。）及び先進的造林技術推進事業実施要領（令和2年3月27日付け元林整整第1117号林野庁長官通知）は廃止する。ただし、これらの通知に基づいて令和4年度までに実施された事業に係る報告並びに令和4年度から繰り越された事業で令和5年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、

4 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項については、別紙3のとおりとする。

第8 改善措置等

都道府県知事は、事業構想等における施設費の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、次のとおりその原因を調査・分析するとともに必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとし、林野庁長官等は、当該報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

1 低調である場合とは、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合とする。

(1) (略)

(2) 事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合。

2～5 (略)

第14 経過措置

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林整経第349号林野庁長官通知。以下「促進対策交付金実施要領」という。）及び先進的造林技術推進事業実施要領（令和2年3月27日付け元林整整第1117号林野庁長官通知）は廃止する。ただし、これらの通知に基づいて令和4年度までに実施された事業に係る報告並びに令和4年度から繰り越された事業で令和5年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、この要領に特段の定めがあるものを除き、

<p>なお従前の例による。</p>	<p>なお従前の例による。<u>また、第2の6の(1)により申請する事業計画に添付する様式7の3達成状況評価シートについては、令和7年度申請分まではこの通知による廃止前の促進対策交付金実施要領の様式7の3によるものとする。</u></p>
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業循環成長対策交付金交付対象経費</p> <p><森林整備・林業等振興整備交付金></p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>ア 林業専用道（規格相当）の整備</p> <p>林業専用道（規格相当）（原則として、都道府県知事が定める林業専用道作設指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。</p> <p>都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均<u>3万5千円</u>、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均<u>3万8千円</u>、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均<u>4万1千円</u>を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の10パーセントを</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">林業・木材産業循環成長対策交付金交付対象経費</p> <p><森林整備・林業等振興整備交付金></p> <p>1 森林整備・林業等振興整備交付金事業費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>ア 林業専用道（規格相当）の整備</p> <p>林業専用道（規格相当）（原則として、都道府県知事が定める林業専用道作設指針等の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。</p> <p>都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。ただし、国費助成額は、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均<u>3万2千円</u>、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均<u>3万5千円</u>、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均<u>3万8千円</u>を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。</p> <p>また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の10パーセントを</p>

上限として、林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、豪雨等により機能が低下していると認められる箇所について、路体等の強度向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保すること等を目的として実施し、土工、路体強化、法面強化、擁壁工、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。

また、上記の補強とは別に、林業専用道（規格相当）の合計事業費の 20 パーセントを上限として、林道台帳に登載された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）、標準歩掛、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知。以下「機械経費積算要領」という。）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 135 号林野庁長官通知。以下「機械等賃貸積算基準」という。）、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号林野庁長官通知。以下「現場技術業務委託実施要領」という。）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 136 号林野庁長官通知。以下「仮設材損料算定基準」という。）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け

上限として、林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、豪雨等により機能が低下していると認められる箇所について、路体等の強度向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保すること等を目的として実施し、土工、路体強化、法面強化、擁壁工、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。

また、上記の補強とは別に、林業専用道（規格相当）の合計事業費の 20 パーセントを上限として、林道台帳に登載された既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

また、上記事業の実行に必要な調査設計、現場技術業務委託についても実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）、標準歩掛、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知。以下「機械経費積算要領」という。）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 135 号林野庁長官通知。以下「機械等賃貸積算基準」という。）、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号林野庁長官通知。以下「現場技術業務委託実施要領」という。）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 136 号林野庁長官通知。以下「仮設材損料算定基準」という。）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 137 号林野庁長官通知。以下「仮設

11 林野計第 137 号林野庁長官通知。以下「仮設材賃料算定基準」という。)に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、(ア) から (ウ) までのとおりとする。

(ア) ~ (ウ) (略)

イ~オ (略)

カ 機械器具の整備

ア又はイと一体的に行う機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具等の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

(ア) レーザ計測機器整備

高精度な地形の把握等を目的とし、レーザ計測や森林情報の解析に必要なレーザスキャナとする。「高精度な森林情報の整備・活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き」(平成30年3月林野庁)に示された手法による森林情報の解析に用いるUAV搭載型又は地上型のレーザスキャナ本体及びその付属品(消耗品、標準ソフト等)を含む。国費助成額は事業費の1/2以内とし、国費助成額は一式当たり250万円を上限とする。

ただし、UAV本体、解析・閲覧用のパソコン・タブレット、研修費用等は補助の対象外とする。

(イ) 路網線形設計支援ソフト整備

効率的な路網整備の推進を目的とし、照射密度が1平方メートル当たり4点以上のレーザ計測データを活用し、効率的な路

材賃料算定基準」という。)に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、(ア) から (ウ) までのとおりとする。

(ア) ~ (ウ) (略)

イ~オ (略)

(新設)

網線形の設計を支援するソフトウェアとする。国費助成額は一式当たり70万円を上限とする。

(ウ) 3次元設計ソフト整備

路網整備における業務の効率化・省力化に向けたICT活用の推進を目的とした、3次元点群データを活用して設計を行うソフトウェアとする。国費助成額は一式当たり135万円を上限とする。

(3) 省力・低コスト再造林対策

本事業の支援対象は次のアからウまでによるものとする。

ア 省力・低コスト造林の支援

省力・低コスト造林施業のうち次の(ア)及び(イ)による再造林のトータルコスト縮減・省力化は別表2において定める省力・低コスト再造林計画に基づいて行う。

(ア) 再造林のトータルコスト縮減

大苗やエリートツリーの活用等によるトータルコストの縮減が見込まれる人工造林の実施に要する経費とする。

国費助成額の総額は、以下の条件を満たす場合に、末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。伐倒及び幹の搬出集材の経費は含まない。）、地拵え、植栽（苗木代及び苗木運搬を含む。）及び下刈りに要した経費（以下「実行経費」という。）の合計に以下で定める国費充当率を乗じた額とする。ただし、各年度において都道府県において標準的な単価が設定されている作業と同様の作業を行った場合は、実行経費に代えて、都道府県が定める標準的な単価及び間接費の合計に国費充当率を乗じた額を国費助成額とする。

条 件	国費充当率	(削る。)
-----	-------	-------

(3) 低コスト再造林対策

本事業の支援対象は次のアからウによるものとする。

また、定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費にアで定める国費充当率を乗じて定めるものとする。

ア 低コスト造林の支援

低コスト造林施業の標準単価及び定額の単価の上限は以下のとおりとする。

(ア) 一貫作業システム

主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とするが、標準単価は、末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む）に係る標準的な事業費とし、伐倒及び幹の搬出集材の経費は含まない。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
-----	-------	---------

下刈り終了までの事業費が2,153千円/haより20%以上削減され、1,722千円/ha以下となった場合(ただし、一貫作業による末木枝条等の搬出を行う場合は、事業費が2,709千円/haより20%以上削減され、2,167千円/ha以下となった場合)	(略)	(削る。)
上記の達成が困難な場合	(略)	(削る。)

(略)

(イ) 再造林の省力化

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬や自走式下刈り機械等、省力化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とする。

国費助成額の総額は、以下の条件を満たす場合に、末木枝条等の搬出(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。伐倒及び幹の搬出集材の経費は含まない。)、地拵え、植栽(苗木運搬及び苗木代を含む)及び下刈りに要した実行経費の合計に以下で定める国費充当率を乗じた額とする。ただし、各年度において都道府県において標準的な単価が設定されている作業と同様の作業を行った場合は、実行経費に代えて、都道府県が定める標準的な単価及び間接費の合計に国費充当率を乗じた額を国費助成額とする。

条 件	国費充当率	(削る。)
以下のうちいずれかを満たす場合 ① <u>下刈り終了までの事業費が2,368千円/ha以下かつ、人工数の合計が30%以上削減され、44人工/ha以下</u>	(略)	(削る。)

事業費が1,813千円/haより20%以上削減され、1,450千円/ha以下となった場合	(略)	966千円/ha
上記の達成が困難な場合	(略)	725千円/ha

(略)

(イ) 低コスト造林

大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条 件	国費充当率	定額の単価上限

② <u>下刈り終了までの事業費が2,584千円/ha以下かつ、人工数の合計が40%以上削減され、38人工/ha以下</u>		
上記の達成が困難な場合	(略)	(削る。)

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(ウ) つる切

国費助成額は、3齢級以下の林分で行う以下の条件に該当するつる切に係る実行経費に以下の国費充当率を乗じた額とする。

条 件	国費充当率	(削る。)
<u>低密度植栽を実施した箇所における2回までのつる切</u>	<u>1/2</u>	(削る。)

イ 機械器具の整備

ア(ア)及び(イ)の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

<u>事業費が1,291千円/haより20%以上削減され、1,033千円/ha以下となった場合</u>	(略)	<u>688千円/ha</u>
上記の達成が困難な場合	(略)	<u>516千円/ha</u>

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

(ウ) 下刈り

2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条 件	国費充当率	定額の単価上限
<u>通常の5回を下回る3回までの下刈り</u>	<u>2/3</u>	<u>124千円/ha</u>

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 機械器具の整備

アの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

(略)

※消費税等相当額を除いた金額で表示している。

ウ 関連条件整備活動

ア(ア)及び(イ)の実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

工種	条件	国費充当率	定額の単価上限
(ア) 及び(イ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	3万1千円/ha
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(4) (略)

(5) 先進的な林業機械等の整備

ア 林業機械作業システム整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(ア) 機械器具費

┌───┐ 本機購入費
└───┘

(略)

ウ 関連条件整備活動

アの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、国費充当率は本体事業の国費充当率に準ずることとする。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

工種	条件	国費充当率	定額の単価上限
(ア) 及び(イ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	2万9千3百円/ha
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(4) (略)

(5) 高性能林業機械等の整備

ア 林業機械作業システム整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。なお、導入する機械については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

(ア) 機械器具費

┌───┐ 本機購入費
└───┘

事業費

附属機械器具購入費

事業雑費

事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含まないものとする。

(イ) (略)

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

a・b (略)

c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(6) ～ (10) (略)

<森林整備・林業等振興推進交付金>

5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費

森林の整備・保全、林業の持続的かつ健全な発展に向けた取組等を

事業費

附属機械器具購入費

事業雑費

事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含まないものとする。

(イ) (略)

(ウ) 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

設計積算要領、標準歩掛、機械経費積算要領、機械等賃貸積算基準、仮設材損料算定基準及び仮設材賃料算定基準に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

a・b (略)

c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(6) ～ (10) (略)

<森林整備・林業等振興推進交付金>

5 森林整備・林業等振興推進交付金事業費

森林の整備・保全、林業の持続的かつ健全な発展に向けた取組等を

行うために要する経費とし、人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、構築物設置費については、2に掲げる表に準ずるほか、講習費（事業を実施するために追加的に必要となる安全教育、技術講習等の受講に必要な経費）を対象とする。

森林整備・林業等振興推進交付金事業費に係るメニューごとの交付対象経費は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 山村地域の防災・減災対策

(削る。)

ア 山地防災情報の提供

人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、構築物設置費

イ 山地災害発生時における協力体制の整備

人件費、技術者給、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費

ウ 山地災害地域の守り手確保

人件費、技術者給、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(3) 森林資源保全対策

ア (略)

イ 森林環境保全の推進

林野火災予防対策

a～c (略)

行うために要する経費とし、人件費、技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、構築物設置費については、2に掲げる表に準ずるほか、講習費（事業を実施するために追加的に必要となる安全教育、技術講習等の受講に必要な経費）を対象とする。

森林整備・林業等振興推進交付金事業費に係るメニューごとの交付対象経費は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 山村地域の防災・減災対策

ア 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備

人件費、技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品・資機材購入費、構築物設置費

イ 山地防災情報の提供

謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費

ウ 大規模山地災害発生時における協力体制の整備

技術者給、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費

(新設)

(3) 森林資源保全対策

ア (略)

イ 森林環境保全の推進

林野火災予防対策

a～c (略)

<p>(削る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>林業経営体育成対策（林業機械リース等支援）</u> <u>ア 林業機械のリース支援</u> <u>使用料及び賃借料</u> <u>イ ICT生産管理ソフト等の導入支援</u> <u>ソフトウェア購入費、備品・資機材購入費、使用料及び賃借料</u></p>	<p><u>d 別表2の2の4の④の事業</u> <u>人件費、委託料、技術者給、賃金、備品・資機材購入費、構築物設置費</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</u> <u>使用料及び賃借料</u></p>
<p>別紙2</p> <p>施設費に関する事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項</p> <p><u>都道府県知事は、事業計画の作成及び事業の実施については、本要領第2の6及び第5に定めるもののほか、次の事項に留意するものとする。</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>別紙2</p> <p>施設費に関する事業計画の作成に当たっての留意事項</p> <p><u>1 都道府県知事は、事業計画の作成については、本要領第2の6に定めるもののほか、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下「受益範囲」という。）に係る市町村等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>また、当該計画の融資に係る部分については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密</u></p>

に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮するものとする。

なお、事業計画承認後には、林業構造改善事業推進資金融通措置要綱（令和5年3月30日付け4林政企第81号農林水産事務次官依命通知）に基づき、融資額等を公庫に通知すること。

(2) 事業計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 地域関係者の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。

イ 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

ウ 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。

エ 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業実施主体と連携を図り作成するものとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表5に定める上限事業費の範囲内で、必要と認められるものであること。

オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、都道府県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。

(新設)

1 事業計画の作成に当たっては、当該事業実施地域における林業関係

団体、当該施設の受益の及ぶ範囲（以下「受益範囲」という。）に係る市町村等の関係行政機関の長、学識経験者等の意見を聴くこと。

- 2 当該計画の融資に係る部分については、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮すること。 (新設)

なお、事業計画承認後には、林業構造改善事業推進資金融通措置要綱（令和5年3月30日付け4林政企第81号農林水産事務次官依命通知）に基づき、融資額等を公庫に通知すること。

- 3 事業計画は、地域関係者の意見を踏まえたものであつて、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。 (新設)

特に、木造公共建築物等の整備については、施設利用者数が十分に確保されるなど、モデル性を発揮できるものであること。

- 4 事業計画は、適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。 (新設)

- 5 事業計画のうち施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。 (新設)

- (1) 原則として計画の経営診断を行い、指摘された改善点等を収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるものであること。

なお、事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りでない。

(2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

(3) 補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）／（事業費－交付額（都道府県等による補助を含む。）））は、おおむね12%以上とする。ただし、被災施設等の再整備にあってはこの限りでない。

(4) 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実であること。

(5) 財務状況が健全であること。

6 事業計画は、過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、施設整備の事業実施主体と連携を図り作成するものとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表5に定める上限事業費の範囲内で、必要と認められるものであること。 (新設)

7 事業計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、都道府県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。 (新設)

8 1か所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、複数年度にわたる事業を林野庁長官等から承認を受けた事業計画の事業については、原則、2か年度以内とする。 (新設)

9 交付金の対象となる事業費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減 (新設)

を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

- 10 1か所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、5戸以上とするが、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合及び沖縄県にあっては、3戸以上とする。ただし、木材加工流通施設整備における木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合及び木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合並びに木質バイオマス利用促進施設整備における木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。 (新設)
- 11 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付金の対象とすることは、認めないものとする。 (新設)
- 12 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものは、施設費の対象としないものとする。 (新設)
- 13 施設費の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。 (新設)
- 14 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあっては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）に準拠し (新設)

合法性が証明された木材（以下「合法性確認証明木材等」という。）であること。

※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。

15 5の収支を伴う施設において生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。 (新設)

ただし、被災施設等の再整備には適用しない。また、次のいずれにも該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

(1) 追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること

(2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること

(3) 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字になることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

16 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。 (新設)

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合又は要綱別表2の区分の欄1の(3)の①に限り、施設の省人化（地域材1m³当たりの加

工等に必要な人員数の減)が20%以上図られる場合とする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあつては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、被災施設等の再整備を除き施設費の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り施設費の対象とするものとする。ただし、被災施設等の再整備にあつては、この限りでない。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の施設費の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

17 以下の場合については、施設費の対象とすることは認めないものとする。

(新設)

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

(2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

(3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った地域材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

18 (略)

2 (略)

(削る。)

別紙3

施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項

1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。

2 交付金の対象となる事業費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、努めて経費の節減を図ることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

3 1箇所又は1施設の個々の事業の受益戸数は、5戸以上とするが、当該地域又は事業の実情に即し必要と認められる場合及び沖縄県にあっては、3戸以上とする。ただし、木材加工流通施設整備における木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、林業経営体が自ら加工流通事業を行う場合及び木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合並びに木質バイオマス利用促進施設整備における木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合及び地域に賦存する木質バイオマスの総合的利活用に取り組む地域において法人が事業を実施する場合はこの限りではない。

4 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を本対策に切り替えて交付金の対象とすることは、認めないものとする。

5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少

ないものは、施設費の対象としないものとする。

6 施設費の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあつては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）（以下「合法木材等ガイドライン」という。）に準拠し合法性が証明された木材（以下、「合法性確認証明木材等」という。）あること。

※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。

8 別紙2の1の（2）のウの収支を伴う施設の事業計画の作成については、次のとおりとする。

（1）事業費が5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りでない。

（2）事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として7億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあつては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。

（3）補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業

実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。) / (事業費
— 交付額 (都道府県等による補助を含む。))) は、おおむね 12%
以上とする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りで
ない。

(4) 補助残に対し融資を受ける場合は、金融機関等から融資が確実
であること。

(5) 財務状況が健全であること。

9 別紙 2 の 1 の (2) のウの収支を伴う施設において生産ラインの増
設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加することは、原則とし
て、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、被災施設等の再整備には適用しない。また、次のいずれにも
該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

(1) 追加事業実施年度において、目標年度における生産等の目標数
値を既におおむね達成していること

(2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること

(3) 追加事業実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、
又は黒字になることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

10 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及
び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要が
あると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は
古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え (既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設
又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。) については、次のと
おりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おお

むね 30%以上増大すると見込まれる場合又は要綱別表 2 の区分の欄 1 の (3) の①に限り、施設の省人化（地域材 1 m³ 当たりの加工等に必要となる人員数の減）が 20%以上図られる場合とする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあつては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、被災施設等の再整備を除き施設費の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り施設費の対象とするものとする。ただし、被災施設等の再整備にあつては、この限りでない。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の施設費の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

11 以下の場合については、施設費の対象とすることは認めないものとする。

(1) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

(2) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

(3) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合っ

た地域材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

別表 1

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分 ④	呼称単位	
					A	B
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
02路網整備・機能強化	(略)	(略)				(略)
	林業専用道（規格相当）の復旧					(略)
	機械器具の整備	機械器具等の購入・賃借・運送料 その他		※具体名		式 二
03省力・低コスト 再造林対策	省力・低コスト 造林の支援	再造林のトータルコスト縮減 再造林の省力化 つる切			箇所	ha
		機械器具の整備	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進的な林業 機械等の整備 のうち 05林業機械作 業システム整 備	林業機械導入 【造林保育型】	先進的な林業機械等	下刈り作業車 遠隔操作下刈り作業 車 (略)	(略)		(略) 台 (略)
		広域利用林業機械	下刈り作業車 遠隔操作下刈り作業 車 (略)	(略)		(略) 台 (略)

別表 1

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分 ④	呼称単位	
					A	B
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
02路網整備・機能強化	(略)	(略)				(略)
	林業専用道（規格相当）の復旧					(略)
	(新設)	(新設)				(新設)
		(新設)		(新設)		(新設)
03低コスト再 造林対策	低コスト造林 の支援	一貫作業システム 低コスト造林 下刈り			箇所	ha
		機械器具の整備	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高性能林業機 械等の整備の うち 05林業機械作 業システム整 備	林業機械導入 【造林保育型】	高性能林業機械等	下刈り作業車 (新設)			(略) (新設)
		広域利用林業機械	下刈り作業車 (新設)			(略) (新設)
		(略)	(略)	(略)		(略)

		単独・広域併用機械	下刈り作業車 遠隔操作下刈り作業車 (略)	(略)	(略)	(略) 台 (略)
	林業機械導入 【素材生産型】	先進的な林業機械等	(略) IoTハーベスタ 遠隔操作伐倒機械 (略)	(略)	(略)	(略) 台 台 (略)
		広域利用林業機械	(略) IoTハーベスタ 遠隔操作伐倒機械 (略)	(略)	(略)	(略) (略) 台 (略)
		単独・広域併用機械	(略) IoTハーベスタ 遠隔操作伐倒機械 (略)	(略)	(略)	(略) (略) 台 (略)
先進的な林業機械等の整備のうち 06効率化施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
先進的な林業機械等の整備のうち 07活動拠点施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 12木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	(略) 木質バイオマス発電施設(注2) (削る。) (削る。) (略)	(略)	(略)	(略) (略) (削る。) (削る。) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表2

		単独・広域併用機械	下刈り作業車 (新設)	(略)	(略)	(略) (新設) (略)
	林業機械導入 【素材生産型】	高性能林業機械等	(略) IoTハーベスタ (新設)	(略)	(略)	(略) (略) (新設) (略)
		広域利用林業機械	(略) IoTハーベスタ (新設)	(略)	(略)	(略) (略) (新設) (略)
		単独・広域併用機械	(略) IoTハーベスタ (新設)	(略)	(略)	(略) (略) (新設) (略)
高性能林業機械等の整備のうち 06効率化施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高性能林業機械等の整備のうち 07活動拠点施設整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 12木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	(略) 木質バイオマス発電施設(注2) ペレットストーブ 薪ストーブ (略)	(略)	(略)	(略) (略) 台 台 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表2

1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準

<循環型資源基盤整備強化対策>

1 間伐材生産

(略)

(1) 採択基準

- ① 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業区域」という。）内であって、集約化構想の作成等、森林の集積・集約化に資することが確実に見込まれる箇所において実施すること。

②～⑧ (略)

(2) 細則

①～⑤ (略)

⑥ 交付申請について

ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、環境保全要領の運用第13の2及び3の規定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、環境保全要領の運用第15の2の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

ウ (略)

⑦ 補助金の算定について

ア～ウ (略)

エ 補助対象面積については、環境保全要領の運用第16の4の(2)の規定を準用する。

- ⑧ 竣工検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、環境保全要領の運用第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

1 森林整備・林業等振興整備交付金種目別基準

<循環型資源基盤整備強化対策>

1 間伐材生産

(略)

(1) 採択基準

- ① 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「生産基盤強化区域」という。）又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業区域」という。）内において実施すること。

②～⑧ (略)

(2) 細則

①～⑤ (略)

⑥ 交付申請について

ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「環境保全要領の運用」第13の2及び3の規定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「環境保全要領の運用」第15の2の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

ウ (略)

⑦ 補助金の算定について

ア～ウ (略)

エ 補助対象面積については、「環境保全要領の運用」第16の4の(2)の規定を準用する。

- ⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第9、「環境保全要領の運用」第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨ 森林の集積・集約化の推進について

都道府県、市町村等を除く事業実施主体は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととする。また、都道府県は、同事業実施主体が経営管理等する森林面積を増加させる目標を立てていることを確認するとともに、目標の進捗状況を把握した上で、必要に応じて指導・助言を行うこと。

⑩ (略)

2 路網整備・機能強化

(略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	—	(略)	(略)
林業専用道（規格相当）の復旧	路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧、調査設計、現場技術業務委託、その他、関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の復旧と一体的に実施）			
機械器具の整備	レーザ計測機器整備、路網線形設計支援ソフト整備、3次元設計ソフト整備（林業専用道（規格相当）の整備及び森林作業道の整備と一体的に実施）			交付率については、1/2以内、定額

(新設)

⑨ (略)

2 路網整備・機能強化

(略)

事業内容	工 種	※	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	—	(略)	(略)
林業専用道（規格相当）の復旧	路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧、調査設計、現場技術業務委託、その他、関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）の復旧と一体的に実施）			
(新設)	(新設)			(新設)

(削る。)

(1) 採択基準

① 林業専用道（規格相当）の整備、森林作業道の整備

ア 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線であり、かつ、集約化構想の作成等、森林の集積・集約化に資することが確実と見込まれる箇所において実施すること。ただし、点検診断においては、生産基盤強化区域又は効率的施業区域内の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域及び効率的施業区域外の林道施設も対象とする。

イ 計画、測量、設計、施工等において、ICT を活用して実施するものを対象とする。

②～⑤ (略)

(2) 細則

① (略)

② 森林作業道の整備

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、環境保全要領の運用第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。

エ (略)

③ 機能強化（単独型）

ア (略)

イ 工種について

(ア) (略)

(イ) 局部改良
(略)

a 勾配修正

開設後5年以上を経過した林道、林業専用道、林業専用道（規格相当）（以下「林道等」という。）について、林道

※ 収支を伴う施設

(1) 採択基準

① 林業専用道（規格相当）の整備、森林作業道の整備

生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐、人工造林等が計画されていること。ただし、点検診断においては、生産基盤強化区域又は効率的施業区域内の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域及び効率的施業区域外の林道施設も対象とする。なお、事業の採択に当たって、市町村が林業経営体、森林所有者等の関係者と協議しながら森林の集約化に資する取組を実施する地域については、これを優先するよう配慮するものとする。

②～⑤ (略)

(2) 細則

① (略)

② 森林作業道の整備

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、「環境保全要領の運用」第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。

エ (略)

③ 機能強化（単独型）

ア (略)

イ 工種について

(ア) (略)

(イ) 局部改良
(略)

a 勾配修正

開設後5年以上を経過した林道、林業専用道、林業専用道（規格相当）（以下「林道等」という。）について、林道規程

規程に定める制限を超える勾配箇所の勾配を修正するものとし、当該勾配の修正に必要な取合道路、片勾配の設置を含むものとする。

b～f (略)

(ウ)～(ク) (略)

④ (略)

⑤ 森林作業道の機能強化

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、環境保全要領の運用第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。

⑥ (略)

⑦ 森林の集積・集約化の推進について

1の(2)の⑨に準ずる。

3 省力・低コスト造林の支援

(略) : (略)

事業種目 : 03 省力・低コスト再造林対策

(1) 採択基準

① 従来の造林に比べ、省力化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

② 一貫作業による造林を実施するに当たっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。

③ (略)

に定める制限を超える勾配箇所の勾配を修正するものとし、当該勾配の修正に必要な取合道路、片勾配の設置を含むものとする。

b～f (略)

(ウ)～(ク) (略)

④ (略)

⑤ 森林作業道の機能強化

ア・イ (略)

ウ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第9、「環境保全要領の運用」第14のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業竣工検査内規例を準用する。

⑥ (略)

(新設)

3 低コスト造林の支援

(略) : (略)

事業種目 : 03 低コスト再造林対策

(1) 採択基準

① 従来の造林に比べ、効率化・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものであること。なお、事業の実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

② 一貫作業システムを実施するにあたっては、集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。

③ (略)

(2) 細則

① (略)

② 一貫作業による造林の実施に当たり主伐時の集材と人工造林の実施主体が異なる場合や、その他の造林において異なる実施主体が作業を行う場合は、交付申請について、各事業を行う実施主体の合意を得て、委任により一方の作業を行う実施主体が行うことも可能とする。

③～⑤ (略)

⑥ 交付申請について

ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、環境保全要領の運用第 13 の 2 及び 3 の規定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、環境保全要領の運用第 15 の 2 の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第 20 の規定を準用する。

ウ (略)

エ 事業実施主体は、再造林のトータルコスト縮減・省力化の支援を受けようとする場合、交付申請と併せて、地拵え・植付から下刈終了までの複数年の事業内容を記載した省力・低コスト再造林計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

⑦ 補助金の算定について

ア 毎年度の補助金については、年度内に実施した作業の経費を対象とする。

イ 都道府県において標準的な単価が設定されている作業と同様の作業に係る補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額の単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、省力・低コスト造林施業の実行経費とは別に算出しなければならない。

ウ (略)

エ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業

(2) 細則

① (略)

② 一貫作業システムを実施するにあたっては、主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業実施主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。

③～⑤ (略)

⑥ 交付申請について

ア 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「環境保全要領の運用」第 13 の 2 及び 3 の規定を準用する。

イ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「環境保全要領の運用」第 15 の 2 の規定を準用する。また、事業実施主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第 20 の規定を準用する。

ウ (略)

(新設)

⑦ 補助金の算定について

(新設)

ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額の単価と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、低コスト造林施業の実行経費とは別に算出しなければならない。

イ (略)

ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業

業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(ア) 森林所有者自らが省力・低コスト造林施業に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(イ)・(ウ) (略)

オ 補助対象面積については、環境保全要領の運用第 16 の 4 の (2) の規定を準用する。

⑧ 竣工検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第 9、環境保全要領の運用第 14 のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨ (略)

⑩ 事業実施主体は、事業完了後に省力・低コスト再造林計画に基づく事業の実施結果を記載した省力・低コスト再造林実施報告を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

⑪ 森林の集積・集約化の推進について
1 の (2) の⑨に準ずる。

⑫ (略)

4 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(略)

※ (略)

※ 被災施設等の再整備についても、要綱の別表 2 の 1 の (1) ④を適用する。

(1) 採択基準

① (略)

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうちおおむね 50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。

③～⑤ (略)

業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(ア) 森林所有者自らが低コスト造林施業に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(イ)・(ウ) (略)

エ 補助対象面積については、「環境保全要領の運用」第 16 の 4 の (2) の規定を準用する。

⑧ 竣工検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の第 9、「環境保全要領の運用」第 14 のほか林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

⑨ (略)

(新設)

(新設)

⑩ (略)

4 コンテナ苗生産基盤施設等整備

(略)

※ (略)

※ 被災施設等の再整備についても、要綱の別表 2 の 1 の (4) ④を適用する。

(1) 採択基準

① (略)

② コンテナ苗幼苗生産高度化施設等

コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備によって、選別種子又は幼苗の生産量のうち概ね 50%以上を他のコンテナ苗生産事業者に配布すること。

③～⑤ (略)

⑥ 被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①から③までの規定は適用しない。

⑦ 事業の採択に当たって、事業実施主体が集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組む場合については、これを優先するものとする。

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

要綱の別表2の1の(1)④でいう林業種苗法(昭和45年法律第85号)第10条に基づく生産事業の登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

要綱の別表2の1の(1)④でいう森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ (略)

②～④ (略)

<先進的な林業機械等の整備>

5 林業機械作業システム整備

目 標 : (略)

事業概要 : 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な先進的な林業機械等を導入

メニュー : 先進的な林業機械等の整備

事業種目 : (略)

⑥ 被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域におけるコンテナ苗の生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①～③の規定は適用しない。

(新設)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア 林業種苗法に基づく生産事業者等

要綱の別表2の1の(4)でいう林業種苗法(昭和45年法律第85号)第10条に基づく生産事業の登録を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の登録を受けることが確実と認められる者。

イ 認定特定増殖事業者等

要綱の別表2の1の(4)でいう森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項に基づく認定を受ける見込みの者とは、生産事業を開始するまでに都道府県知事の認定を受けることが確実と認められる者。

ウ (略)

②～④ (略)

<高性能林業機械等の整備>

5 林業機械作業システム整備

目 標 : (略)

事業概要 : 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等を導入

メニュー : 高性能林業機械等の整備

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体	備 考
林業機械導入 【造林 保育型】	先進的な林業機械等	(略)	(略)	(略)
	(略)			
林業機械導入 【素材 生産型】	先進的な林業機械等	(略)	(略)	
	(略)			

(1) 採択基準

①～⑧ (略)

⑨ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある林業機械等（以下「既整備林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により林業機械等を導入することは、原則として、既整備林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオまで（素材生産量の現状値が10,000m³/年未満の事業実施主体において、既整備林業機械等の所有台数が3台未満である場合は次のイからオまで）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における先進的な林業機械等整備事業による直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体	備 考
林業機械導入 【造林 保育型】	高性能林業機械等	(略)	(略)	(略)
	(略)			
林業機械導入 【素材 生産型】	高性能林業機械等	(略)	(略)	
	(略)			

(1) 採択基準

①～⑧ (略)

⑨ 【素材生産型】については、補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という。）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として、既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。ただし、次のアからオ（素材生産量の現状値が10,000 m³/年未満の事業実施主体において、既整備高性能林業機械等の所有台数が3台未満である場合は次のイからオ）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。

ア 追加事業実施年度前における高性能林業機械等整備事業による直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における

値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備林業機械等における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ～オ (略)

- ⑩ 被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力（造林保育型における労働生産性を含む。）を回復し、被災した地域における生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、⑤から⑨までの規定は適用しない。

(2) 細則

- ① 事業の実施について

ア～ウ (略)

エ 新たに造林事業を開始する者
(略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 工種が先進的な林業機械等であること（広域利用林業機械及び単独・広域併用機械は認めない。）。

オ (略)

- ② 工種別要件について

ア 【造林保育型】

目標値までの増加分の7割以上を達成していること。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない事由により、追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができるものとする。

イ 追加事業において設定する各年度の目標値が、既整備高性能林業機械等における直近の実施事業の実績、又は各年度の目標値のいずれか高い数値と同等以上となっていること。

ウ～オ (略)

- ⑩ 被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力（造林保育型における労働生産性を含む。）を回復し、被災した地域における生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、⑤～⑨の規定は適用しない。

(2) 細則

- ① 事業の実施について

ア～ウ (略)

エ 新たに造林事業を開始する者
(略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 工種が高性能林業機械等であること（広域利用林業機械及び単独・広域併用機械は認めない。）。

オ (略)

- ② 工種別要件について

ア 【造林保育型】

(ア) 先進的な林業機械等

(1) の⑤に加え、機械導入の翌年度までに、

- a 地拵えについては、1 haの実施に要する人工数が標準単価設定通知において定める地拵え（刈り払い機）の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。
- b 下刈りについては、1 haの実施に要する人工数が標準単価設定通知において定める下刈り（全刈）の作業工程の特殊作業員及び普通作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。
- c 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が標準歩掛において定める森林整備苗木運搬の運搬距離と作業日当たり標準作業量から算出される作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 広域利用林業機械

効率的な森林整備や生産性の向上のために、林業生産活動等に積極的に取り組む林業経営体又は今後積極的に取り組む意思のある林業経営体に対して貸付けを行うものであり、次の要件を全て満たすものとする。

- a・b (略)
- c 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（e及びfにおいて「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止

(ア) 高性能林業機械等

(1) の⑤に加え、機械導入の翌年度までに、

- a 地拵えについては、1 haの実施に要する人工数が「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知。以下、「森林環境保全整備事業単価通知」という。）において定める地拵え（刈り払い機）の作業工程の普通作業員及び特殊作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。
- b 下刈りについては、1 haの実施に要する人工数が森林環境保全整備事業単価通知において定める下刈り（全刈）の作業工程の特殊作業員及び普通作業員の人工数の和以下とすることを達成すること。
- c 苗木運搬については、1,000本運搬するのに要する人工数が「標準歩掛」において定める森林整備苗木運搬の運搬距離と作業日当たり標準作業量から算出される作業工程の普通作業員の人工数以下とすることを達成すること。

(イ) 広域利用林業機械

効率的な森林整備や生産性の向上のために、林業生産活動等に積極的に取り組む林業経営体又は今後積極的に取り組む意思のある林業経営体に対して貸付けを行うものであり、次の要件を全て満たすものとする。

- a・b (略)
- c 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項に

等の事項について明記された貸付契約を締結すること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

d～f (略)

イ 【素材生産型】

(ア) 先進的な林業機械等

(1) の⑥に加え、次の要件を全て満たすものとする。

a 次の a 又は b のいずれかの要件を満たす者であって、施業集約化等による素材生産量、素材生産性の増加に伴う先進的な林業機械等の導入であること。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

③ 交付率について

ア 機械及び附帯施設の交付率は、1/3以内とする。ただし、次のイからカまでの場合にあつてはこの限りではない。

イ ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車及び林業用資材運搬ドローンの交付率は、それぞれ4/10以内。

ウ～カ (略)

④ 労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。

(ア) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号厚生労働省労働基準局長通知)に基づく措置を実施すること。

について明記された貸付契約を締結すること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

d～f (略)

イ 【素材生産型】

(ア) 高性能林業機械等

(1) の⑥に加え、次の要件を全て満たすものとする。

a 次の a 又は b のいずれかの要件を満たす者であって、施業集約化等による素材生産量、素材生産性の増加に伴う高性能林業機械等の導入であること。

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(イ) (略)

ウ (略)

③ 交付率について

ア 機械及び附帯施設の交付率は、1/3 以内とする。ただし、次のイからオまでの場合にあつてはこの限りではない。

イ スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoT ハーベスタ及び林業用資材運搬ドローンの交付率は、それぞれ 4/10 以内。

ウ～カ (略)

④ 労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。

(ア) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施すること。

(イ) (略)

⑤ 森林の集積・集約化の推進について

1の(2)の⑨に準ずる。

(3) (略)

6 効率化施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : 先進的な林業機械等の整備

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を 伴う施 設	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	—	(略)	<u>被災施設等の 再整備につい ても本表を適 用する。</u>

(削る。)

(1) 採択基準

①～③ (略)

④ 被災施設等の再整備にあつては、被災前の生産能力を回復し、被災した地域における生産基盤の回復及び生業の再建に取り組むものであることとし、①から③までの規定は適用しない。

(2) 細則

(削る。)

① 交付率は、1/2 以内とする。

② 森林の集積・集約化の推進について

1の(2)の⑨に準ずる。

(3) (略)

(イ) (略)

(新設)

(3) (略)

6 効率化施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : 高性能林業機械等の整備

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	※	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	—	(略)	(新設)

※収支を伴う施設

(1) 採択基準

①～③ (略)

(新設)

(2) 細則

交付率は、1/2 以内とする。

(新設)

(新設)

(3) (略)

7 活動拠点施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : 先進的な林業機械等の整備

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	収支を伴う施設	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	

(削る。)

(1) (略)

(2) 細則

①・② (略)

③ 森林の集積・集約化の推進について

1の(2)の⑨に準ずる。

(3) (略)

<木材加工流通施設等の整備>

8 木材加工流通施設整備

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～エ (略)

オ 地域材を利用する法人(※5)

(ア)～(ウ) (略)

(エ)被災施設等の再整備にあつては、(ア)から(ウ)までの規定は適用せず、法人格のない事業実施主体についても、別途必要性を協議の上対象とすることができるものとする。

カ 木材加工流通施設整備(ただし、貯木場等の木材加工に供し

7 活動拠点施設整備

目 標 : (略)

事業概要 : (略)

メニュー : 高性能林業機械等の整備

事業種目 : (略)

事業内容	工 種	※	事業実施主体	備 考
(略)	(略)	(略)	(略)	

※収支を伴う施設

(1) (略)

(2) 細則

①・② (略)

(新設)

(3) (略)

<木材加工流通施設等の整備>

8 木材加工流通施設整備

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～エ (略)

オ 地域材を利用する法人(※5)

(ア)～(ウ) (略)

(新設)

カ 木材加工流通施設整備(ただし、貯木場等の木材加工に供し

ない施設等の整備及び被災施設等の再整備を除く。)により、以下の(ア) から (キ) までに掲げる構造材製品を製造する事業実施主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

(ア) 製材の日本農林規格 (令和 7 年農林水産省告示第 195 号) に規定する構造用製材 (柱、横架材 (梁及び桁) 及び土台に限る。)

(イ) ~ (キ) (略)

キ~ケ

②~⑥ (略)

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア (略)

イ 施設の貸付けを受ける者 (⑦及び⑧において「利用者」という。)は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ~ケ (略)

⑧~⑭ (略)

⑮ 森林の集積・集約化の推進について

市町村を除く事業実施主体は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととする。

⑯ 事業実施主体 (プレカット事業者及び運送事業者等を除く) は、原木供給者 (市場等を除く) からの要請に応じて、又は定期的に原木価格の協議の実施に努めること。

(3) (略)

9 森林バイオマス等活用施設整備
(略)

ない施設等の整備及び被災施設等の再整備を除く。)により、以下の(ア) ~ (キ) に掲げる構造材製品を製造する事業実施主体は、品質・性能の確かな木材製品を安定供給する観点から、当該施設整備に関連した日本農林規格の認証を取得していること、又は取得が確実と見込まれること。

(ア) 製材の日本農林規格 (平成 19 年農林水産省告示第 1083 号) に規定する構造用製材 (柱、横架材 (梁及び桁) 及び土台に限る。)

(イ) ~ (キ) (略)

キ~ケ

②~⑥ (略)

⑦ ⑥のアの貸付高次加工施設の貸付けに当たっては次の要件を満たすものとする。

ア (略)

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。

ウ~ケ (略)

⑧~⑭ (略)

(新設)

(新設)

(3) (略)

9 森林バイオマス等活用施設整備
(略)

(1) (略)

(2) 細則

①～③ (略)

④ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、8の(2)の⑥のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、8の(2)の⑦又は⑧の要件を原則として満たすものとする。

⑤～⑩ (略)

⑪ 森林の集積・集約化の推進について
8の(2)の⑮に準ずる。

⑫ 8の(2)の⑯に準ずる。

(3) (略)

<木質バイオマス利用促進施設の整備>

10、11、12

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について
ア～オ (略)

カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業実施主体は、クリーンウッド法第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

②～⑧ (略)

⑨ 木質バイオマス供給施設整備において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第

(1) (略)

(2) 細則

①～③ (略)

④ 事業実施主体が貸付けを行う上記事業内容の施設の補助対象は、1木材加工流通施設整備の細則の⑥のアに規定する貸付高次加工施設又はイに規定する貸付環境対策施設と併せて行う森林バイオマス再利用促進施設及び木質エネルギー等利用促進施設であって、1木材加工流通施設整備の細則の⑦又は⑧の要件を原則として満たすものとする。

⑤～⑩ (略)

(新設)

(新設)

(3) (略)

<木質バイオマス利用促進施設の整備>

10、11、12

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について
ア～オ (略)

カ 木質バイオマス供給施設整備については、事業実施主体は、クリーンウッド法第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実と見込まれること。未利用間伐材等活用機材整備及び木質バイオマスエネルギー利用施設整備については、事業実施主体は、同法同条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

②～⑧ (略)

⑨ 木質バイオマス供給施設整備において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第

9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材をおおむね1割以上利用する施設とすること。

- ⑩ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備は、未利用木質資源を燃料として利用するために必要な施設の整備を行う事業とする。

(※8)

(削る。)

⑪・⑫ (略)

9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設への供給を主な目的とする場合は、枝葉・短尺材を概ね1割以上利用する施設とすること。

- ⑩ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備は、未利用木質資源を燃料として利用するために必要な施設の整備(貸付用薪ストーブ、ペレットストーブの導入を含む。)を行う事業とする。(※8)

- ⑪ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備における薪ストーブ、ペレットストーブ(貸付用を含む。)の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 地域の木質バイオマスのエネルギー利用を推進するため、原則として、同一の事業計画において薪、ペレットの製造施設の整備を行うこと。

イ 原則としてアの薪、ペレットの製造施設において生産される薪、ペレットを利用すること。

ウ 貸付用の場合、事業実施主体は、貸付けに係る管理規程又は利用規程を定め、目的、内容(種類、構造、規模、型式、数量)、所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、貸付料、保管、償却に関する事項を明らかにすること。

エ 貸付用の場合、貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(=事業費-交付額(都道府県等による補助を含む。)) / 耐用年数+年間管理費」以下であること。

オ 貸付用の場合、事業実施主体と施設の貸付けを受ける者(キにおいて「利用者」という。)との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結すること。

なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

カ 事業実施主体は、薪ストーブ、ペレットストーブの定期的な点検を適切に行うなど、その維持・管理に努めること。

キ 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

⑫・⑬ (略)

⑬ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備において、事業実施主体は煙や騒音等による周辺地域への影響に配慮すること。

⑭～⑯ (略)

⑰ 「地域活用要件」は次のア、イのいずれかの条件を満たすものとし、様式5の(付表2)にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること(※10)

ア 「自家消費型・地域消費型」

次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこと

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも10%を自家消費、すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

イ (略)

⑱ 都道府県、市町村等を除く事業実施主体は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととする。

(3) (略)

<特用林産振興施設等の整備>

13 特用林産物活用施設等整備

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～エ (略)

オ きのこ原木等生産者(※5)

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) (略)

(イ) 1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間おおむね100m³(丸太換算)以上供

(新設)

⑭～⑯ (略)

⑰ 「地域活用要件」は次のア、イのいずれかの条件を満たすものとし、様式5の(付表2)にその詳細を記載し、当該事業計画に添付すること(※10)

ア 「自家消費型・地域消費型」

次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこと

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により算出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも10%を自家消費、すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。

イ (略)

(新設)

(3) (略)

<特用林産振興施設等の整備>

13 特用林産物活用施設等整備

(略)

(1) (略)

(2) 細則

① 事業実施主体について

ア～エ (略)

オ きのこ原木等生産者(※5)

次の(ア)から(エ)までの要件を満たすものとする。

(ア) (略)

(イ) 1者以上の特用林産物生産者との間で、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等を年間概ね100m³(丸太換算)以上供給す

給する協定等を締結すること。

(ウ)・(エ) (略)

カ (略)

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備（被災施設等の再整備を除く。）を行う事業実施主体について（※7）

(ア) 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等の原料となる地域の木材（以下「地域の木材」という。）を年間おおむね100 m³（竹材はおおむね30t）以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) (略)

②・③ (略)

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備（被災施設等の再整備を除く。）を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100 m³（竹材はおおむね30t）以上利用するために必要な施設とする。

(※10)

⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができることとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア (略)

イ 施設の貸付けを受ける者（キ及びクにおいて「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある者であること。

ウ～ク (略)

⑥～⑨ (略)

(3) (略)

<木造公共建築物等の整備>

る協定等を締結すること。

(ウ)・(エ) (略)

カ (略)

キ 特用林産物生産施設及び特用林産物加工流通施設整備（被災施設等の再整備を除く。）を行う事業実施主体について（※7）

(ア) 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合は、5年以上の期間、きのこ原木やおが粉等の原料となる地域の木材（以下「地域の木材」という。）を年間概ね100 m³（竹材は概ね30t）以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。

(イ) (略)

②・③ (略)

④ 特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する特用林産物生産施設又は特用林産物加工流通施設の整備（被災施設等の再整備を除く。）を行う事業については、木材安定取引協定等の締結に基づき、5年以上の期間、地域の木材を年間概ね100 m³（竹材は概ね30t）以上利用するために必要な施設とする。（※10）

⑤ 特用林産の振興を図るために必要な施設の整備を行う事業において、必要と認められる場合、事業実施主体は施設の貸付けを行うことができることとする。

施設の貸付けを行うに当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア (略)

イ 施設の貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、林業（特用林産物）生産活動に積極的に取り組む意志のある者であること。

ウ～ク (略)

⑥～⑨ (略)

(3) (略)

<木造公共建築物等の整備>

14 木造公共施設整備

(略)

(1) 採択基準

① (略)

② 木造公共施設にあつては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、JAS法の規定に基づき、製材の日本農林規格又は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。

③～⑦ (略)

(2) 細則

①～⑬ (略)

⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市区町村方針の作成が行われていること。

⑮～⑰ (略)

⑱ 事業実施主体及び都道府県は、木材利用の波及効果・展示効果を高めるため、以下の項目について、事業完了の翌年度6月末までにホームページへの掲載等により公表を行うものとする。

ア 整備した施設の概要

イ 木材利用による炭素貯蔵量

ウ 設計者、施工者、製材工場等からなる地域材調達等の連携体制

⑱ 事業実施主体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「特定排出者」である場合は、⑱のイについて、同法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

14 木造公共施設整備

(略)

(1) 採択基準

① (略)

② 木造公共施設にあつては、原則として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分（以下「構造耐力上主要な部分」という。）に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき、「製材の日本農林規格」（平成19年農林水産省告示第1083号）又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」（昭和49年塗林床告示第600号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS製材品」という。）を使用すること。

③～⑦ (略)

(2) 細則

①～⑬ (略)

⑭ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、公共建築物の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市町村方針の作成が行われていること。

⑮～⑰ (略)

⑱ 本事業の適正実施と透明性の確保を図り、木材利用の波及効果・展示効果を高めるため、都道府県は、整備した施設の概要について都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了の翌年度6月末までに公表を行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

において報告すること。

⑳ 事業実施主体（都道府県、市町村等の公的機関以外の事業実施主体にあつては、当該建築物が所在する都道府県）は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化の推進に関わることとする。

(3) (略)

2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準

<森林整備地域活動支援対策>

1 森林整備地域活動支援対策

(略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている作業路網の改良の地域活動 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法による改良など <u>既存路網</u> の簡易な改良活動	(略)	

(1) (略)

(2) 細則

① 対象森林

ア 森林経営計画作成促進

森林法第 11 条第 5 項の規定に基づき認定された森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了した森林、当該年度に計画期間

(新設)

(3) (略)

2 森林整備・林業等振興推進交付金種目別基準

<森林整備地域活動支援対策>

1 森林整備地域活動支援対策

(略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき行われている作業路網の改良の地域活動 対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網（以下「既存路網」という。）の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留め等の工法による改良など <u>作業路網</u> の簡易な改良活動	(略)	

(1) (略)

(2) 細則

① 対象森林

ア 森林経営計画作成促進

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき認定された森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の対象とされていない森林、森林経営計画の計画期間が終了し

の最終日が属する年度又はその前年度である森林（以下「計画期間の終了が見込まれる森林」という。）及び森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に行われていない森林。

イ・ウ（略）

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

市町村長と「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。ただし、③のイの（イ）のc及びeの森林は、原則として対象としない。

オ（略）

② 協定

ア 協定は、3年を限度として地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の（ア）から（キ）までの事項を記載するとともに、（ク）、（ケ）を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を添付するものとする。（市町村が実施する場合は実施計画書を協定に代えるものとする。）

（ア）～（キ）（略）

（ク）地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき作成された森林計画図等に地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

た森林、当該年度に計画期間の最終日が属する年度又はその前年度である森林（以下、「計画期間の終了が見込まれる森林」という。）及び森林経営計画の対象とされている森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に行われていない森林。

イ・ウ（略）

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（以下、「条件整備」という。）

市町村長と「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。ただし、③のイの（イ）のc及びeの森林は、原則として対象としない。

オ（略）

② 協定

ア 協定は、3年を限度として地域活動に関し市町村長と交付対象者との間で締結されるものであって、次の（ア）から（キ）までの事項を記載するとともに、（ク）、（ケ）を内容とする事業実施期間を通じた地域活動の実施計画書を添付するものとする。（市町村が実施する場合は実施計画書を協定に代えるものとする。）

（ア）～（キ）（略）

（ク）「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき作成された森林計画図等に地域活動を行おうとする森林の所在を明示した図面

(ケ) 地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

なお、①のアの対象森林において、①のイの地域活動を実施する場合は、①のアの協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

また、①のエの地域活動を実施する場合は、①のア又はイ（森林境界の測量のうち航測法及び森林境界案の作成に取り組む森林を除く。）の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

イ（略）

③ 交付額及び交付単価等

ア 森林経営計画作成促進

(ア)（略）

(イ) 交付単価

(略)

a 森林経営計画作成促進の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の種別	A (略)	B (略)	備 考
経営委託	<u>28,000 円</u>	<u>56,000 円</u>	内訳 (森林経営計画作成 <u>6,000円</u>) + (間伐促進 <u>22,000円</u>)
共同計画等	<u>6,000 円</u>	<u>12,000 円</u>	
間伐促進	<u>22,000 円</u>	<u>44,000 円</u>	

(ケ) 地域活動を行おうとする森林ごとの地域活動の実施予定時期

なお、①のアの対象森林において、①のイの地域活動を実施する場合は、①のアの協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

また、①のエの地域活動を実施する場合は、①のア又はイ（森林境界の測量のうちリモセン加算及び森林境界案の作成に取り組む森林を除く。）の協定に当該地域活動を実施する旨を記載することができる。

イ（略）

③ 交付額及び交付単価等

ア 森林経営計画作成促進

(ア)（略）

(イ) 交付単価

(略)

a 森林経営計画作成促進の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

地域活動の種別	A (略)	B (略)	備 考
経営委託	<u>19,000 円</u>	<u>38,000 円</u>	内訳 (森林経営計画作成 <u>4,000円</u>) + (間伐促進 <u>15,000円</u>)
共同計画等	<u>4,000 円</u>	<u>8,000 円</u>	
間伐促進	<u>15,000 円</u>	<u>30,000 円</u>	

b 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合に a に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積 1 ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	8,000 円	16,000 円

(ウ) 交付単価の適用

a～c (略)

d (イ) の b を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林からおおむね 60km 以上離れている又は一般乗合旅客自動車等によりおおむね 2 時間以上を要する森林をいう。

e (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) (略)

(イ) 交付単価

(略)

a 地上法（簡易な測量）で森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積 1 ヘクタール当たり）

地域活動の対象とする積算基礎森林	A (略)	B (略)
地上法（簡易な測量）で森林境界の測量を行った森林	31,000 円	62,000 円

b 地上法（精度の高い測量：性能の高い機器を用いて森林境界の測量及び基準点等と結合する測量）で森林境界の明

b 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合に a に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積 1 ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	7,000 円	14,000 円

(ウ) 交付単価の適用

a～c (略)

d (イ) の b を適用する森林とは、居住地と対象森林の所在する市町村とが異なっており、かつ居住地が対象森林内に所有する森林から概ね 60km 以上離れている又は一般乗合旅客自動車等により概ね 2 時間以上を要する森林をいう。

e (略)

イ 森林境界の明確化

(ア) (略)

(イ) 交付単価

(略)

a 森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積 1 ヘクタール当たり）

地域活動の対象とする積算基礎森林	A (略)	B (略)
森林境界の測量を行った森林	22,500 円	45,000 円

b 精度向上加算（性能の高い機器を用いて a の森林境界の測量及び基準点等と結合する測量を行った森林に加算され

確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
地上法(性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量)で森林境界の測量を行った森林	40,000 円	80,000 円

c 航測法（リモセンデータを活用した森林境界の測量）で森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
航測法（リモセンデータを活用した境界の測量）で森林境界の測量を行った森林	43,000 円	86,000 円

d 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合に a に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

る額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
aにおいて、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量を行った森林	5,000 円	10,000 円

c リモセン加算（リモセンデータを活用して境界測量を行った場合に a の森林境界の測量を行った森林に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A (略)	B (略)
aにおいてリモセンデータを活用して境界の測量を行った森林	8,500 円	17,000 円

d 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動等を行った場合に a に加算される額）の交付単価（積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり）

加算の対象となる積算基礎森林	A	B
	(略)	(略)
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	<u>8,000 円</u>	<u>16,000 円</u>

e 森林境界案の作成の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)

地域活動の対象とする積算基礎森林	A	B
	(略)	(略)
森林境界案の作成を行った森林	<u>28,000 円</u>	<u>56,000 円</u>

(ウ) 交付単価の適用

a (イ)のbの対象は、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。

b (イ)のcの対象は、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定(書面により合意形成を行っていること。)する森林をいう。

c～e (略)

ウ 森林所有者の探索

(ア) (略)

(イ) 交付単価

国の交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり3,000 円とする。

加算の対象となる積算基礎森林	A	B
	(略)	(略)
合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林	<u>6,500 円</u>	<u>13,000 円</u>

e 森林境界案の作成の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり)

地域活動の対象とする積算基礎森林	A	B
	(略)	(略)
森林境界案の作成を行った森林	<u>20,000 円</u>	<u>40,000 円</u>

(ウ) 交付単価の適用

a (イ)のbの対象は、(イ)のaを行う森林のうち、境界を確定した任意の測点と基準点等を結合させ、かつ性能の高い測量機器により行われる測量に基づき境界を明確化する森林をいう。

なお、(イ)のcとの併用適用はできないものとする。

b (イ)のcの対象は、(イ)のaを行う森林のうち、レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他必要な情報を収集・分析し、境界を確定(書面により合意形成を行っていること。)する森林をいう。

なお、(イ)のbとの併用適用はできないものとする。

c～e (略)

ウ 森林所有者の探索

(ア) (略)

(イ) 交付単価

国の交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり2,500 円とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり6,000円を超えない額から、国交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、1ヘクタール当たり6,000円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に対する支援

(ア) (略)

(イ) 交付単価

国の交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり26,000円とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり52,000円を超えない額から、国の交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、1ヘクタール当たり52,000円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

④ 推進事務

ア (略)

イ 実施手続

推進事務を実施しようとするときは、本要領第2の6の(1)に基づき提出するものとする。なお、市町村長にあつては、別紙様式第5を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

ウ (略)

⑤ 報告書

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり5,000円を超えない額から、国交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、1ヘクタール当たり5,000円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

エ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備に対する支援

(ア) (略)

(イ) 交付単価

国の交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり20,000円とする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり40,000円を超えない額から、国の交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

なお、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該交付金の交付単価は、1ヘクタール当たり40,000円となることを想定して所要の地方財政措置が講じられている。

④ 推進事務

ア (略)

イ 実施手続

推進事務を実施しようとするときは、本要領第2の6の(1)に基づき提出するものとする。なお、市町村長にあつては、「別紙様式第5」を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

ウ (略)

⑤ 報告書

ア 報告書の提出

交付対象者は、対象行為及び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について、以下の（ア）及び（イ）により報告書を作成し市町村長に提出するものとする。

（ア）交付対象者は、森林整備地域活動支援対策の対象行為の実施状況報告書を次の a から d まで により当該対象行為の終了後に市町村長が定めた期日までに提出するものとする。

a 森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、別紙様式第 6 により市町村長へ報告するものとする。

b 森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、別紙様式第 8 により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果（電子データ等による測量成果を含む。）も添付するものとする。

c 森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、別紙様式第 9 により市町村長へ報告するものとする。

d 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、別紙様式第 10 により市町村長へ報告するものとする。

（イ）交付対象者は、①のアの森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、別紙様式第 7 により市町村長に提出するものとする。報告書の提出は、「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。

この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては

ア 報告書の提出

交付対象者は、対象行為及び森林経営計画策定又は間伐の実施状況について、以下の（ア）及び（イ）により報告書を作成し市町村長に提出するものとする。

（ア）交付対象者は、森林整備地域活動支援対策の対象行為の実施状況報告書を次の a から d により当該対象行為の終了後に市町村長が定めた期日までに提出するものとする。

a 森林経営計画作成促進の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第 6」 により市町村長へ報告するものとする。

b 森林境界の明確化の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第 8」 により市町村長へ報告するものとする。なお、測量成果（電子データ等による測量成果を含む。）も添付するものとする。

c 森林所有者の探索の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第 9」 により市町村長へ報告するものとする。

d 条件整備の交付対象者は、対象行為の実施後において、速やかに対象行為の実施を証明できる書類を添えて、「別紙様式第 10」 により市町村長へ報告するものとする。

（イ）交付対象者は、①のアの森林経営計画策定又は間伐の実施状況に関する報告書を、「別紙様式第 7」 により市町村長に提出するものとする。報告書の提出は、「対象行為の実施状況報告書」が提出された翌年度末及び森林経営計画認定後は、計画期間の最終日が属する年度までの各年度の末日を提出期限とする。

この場合において、交付対象者は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写し、間伐の実施後においては

実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とすることとする。

なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

イ～エ (略)

⑥ 事業の中止及び返還等

ア 事業の中止及び返還

市町村長は、交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合、及び次の(ア) から (ウ) までに該当する場合には、交付した交付金の一部若しくは全額について、協定締結年度に遡って返還等の措置を講じるものとする。

(ア) (略)

(イ) 森林境界の明確化

③のイの (イ) の e により作成した森林境界案について、次年度を始期として2年以内に森林所有者の探索及び特定された森林所有者等に対する境界の合意形成活動を行わなかった場合

(ウ) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

(略)

イ・ウ (略)

⑦・⑧ (略)

⑨ 実績の報告

(略)

(ア) 市町村長は、都道府県知事に別紙様式第 11を提出する。

(イ) 都道府県知事は、市町村長からの報告をとりまとめの上、都道府県における推進事務の実績と併せ林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。（ウ）において同じ。）に別紙様式第 12を提出する。

(ウ) 都道府県知事は、基金の執行状況について、林野庁長官に別

実施結果を確認できる書類の写しを添えて、実施後速やかに市町村長へ提出するものとする。ただし、当該市町村長が当該森林経営計画を認定した場合は、森林経営計画が策定されたことが確認できる書類の写しの提出は不要とすることとする。

なお、森林経営計画策定又は間伐の実施結果が、「対象行為の実施状況報告書」の内容と異なる場合は、その理由、経緯について、必要十分な説明書面を添えるものとする。

イ～エ (略)

⑥ 事業の中止及び返還等

ア 事業の中止及び返還

市町村長は、交付対象者が、協定を全部又は一部廃止した場合又は実施結果を踏まえた報告書に虚偽の記載をした場合、及び次の(ア)、(イ) に該当する場合には、交付した交付金の一部若しくは全額について、協定締結年度に遡って返還等の措置を講じるものとする。

(ア) (略)

(新設)

(イ) 条件整備

(略)

イ・ウ (略)

⑦・⑧ (略)

⑨ 実績の報告

(略)

(ア) 市町村長は、都道府県知事に「別紙様式第 11」を提出する。

(イ) 都道府県知事は、市町村長からの報告をとりまとめの上、都道府県における推進事務の実績と併せ林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。（ウ）において同じ。）に「別紙様式第 12」を提出する。

(ウ) 都道府県知事は、基金の執行状況について、林野庁長官に

紙様式第 13 を提出する。

なお、都道府県知事は、当該報告書の提出後、インターネットのウェブサイト等によりこれを公表するものとする。

<山村地域の防災・減災対策>

2 山地防災情報伝達の総合的な推進

目 標 : (略)

事業概要 : 山地災害からの被害を最小化するため、山地防災情報の提供、山地災害発生時における協力体制の整備、山地災害地域の守り手確保を行う

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
山地防災情報伝達の総合的な推進	(削る。) (1) <u>山地防災情報の提供</u> ① <u>林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会等の開催</u> ② <u>山地災害に関する手引き等の作成</u> ③ <u>山地災害危険地区等の周知 (標識の設置、調査データ整理)</u> (2) <u>山地災害発生時における協力</u>	(略)	

「別紙様式第 13」を提出する。

なお、都道府県知事は、当該報告書の提出後、インターネットのウェブサイト等によりこれを公表するものとする。

<山村地域の防災・減災対策>

2 山地防災情報伝達の総合的な推進

目 標 : (略)

事業概要 : 山地災害からの被害を最小化するため、山地災害危険地区等の情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時の協力体制の整備を行う

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
山地防災情報伝達の総合的な推進	(1) <u>山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備</u> ① <u>山地災害発生危険性に関する調査データの整理</u> ② <u>インターネット等により、山地防災情報を行政と山村地域住民が共有するための情報共有体制の整備</u> ③ <u>山地災害の発生のおそれが高い山地災害危険地区等への標識の設置</u> (2) <u>山地防災情報の提供</u> ① <u>林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会及び現地研修会の開催</u> ② <u>山村地域の特性に応じた山地災害に関する手引等の作成、住民へ配布 (新設)</u> (3) <u>大規模山地災害発生時におけ</u>	(略)	

- 体制の整備
- ① 近隣の都道府県等を交えて開催する研修会等の実施
 - ② 民間林業団体等との協力体制整備に向けた検討会の実施
- (3) 山地災害地域の守り手確保
- ① 森林土木事業者等に対する新技術導入に関する取組
 - ② 林業・建設業の魅力を伝える広報活動等の実施

- る協力体制の整備
- ① 近隣の都道府県等を交えて開催する研修会や関連情報の整備等
 - ② 民間の林業技術者等で構成される団体等との大規模山地災害発生時における協力体制整備に向けた検討会の実施
- (新設)

<森林資源保全対策>

(略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
森林環境保全の推進	林野火災予防対策 ①～③ (略) (削る。)	(略)	(略)

<林業の多様な担い手の育成>

(略)

細則
(略)

<森林資源保全対策>

(略)

メニュー	事業内容	事業実施主体	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
森林環境保全の推進	林野火災予防対策 ①～③ (略) ④ 林野火災発生危険性の調査・分析、林野火災予防情報システムの整備	(略)	(略)

<林業の多様な担い手の育成>

(略)

細則
(略)

事業内容について

1 上表に掲げる新たに造林事業を開始する者等の育成は、下記のとおりとする。

(1) 採択基準

① (略)

② 毎年安定的に森林の整備（新たに造林事業を開始する者にとっては、植栽、保育）を行う計画があり、かつ将来的にわたり森林の整備を担う意思を有すること。

③～⑤ (略)

⑥ 資機材の整備に小型バックホウのレンタル経費を含む場合は、林業者等の組織する団体が、事業実施年度において、複数の森林所有者と当該森林所有者が所有する森林の経営の受委託契約を締結していること。

(2) 細則

① (略)

② 補助対象となる資機材の例

ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、空調服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信機器（LPWA等）、携帯型GPS機器、林内作業車（500万円未満のもの）、苗木運搬車、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外（小型バックホウは対象とする。））

2 上表に掲げる林業労働安全衛生に資する装備・装置の林業経営体（※5）への導入支援は、下記のとおりとする。（※1）

(1) 補助対象となる装備・装置

現場従事者が使用する保護衣、衛生装備、緊急通信用装置等とし、保護衣は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に規定する安全性能を有するものとする。

(2) (略)

<林業経営体育成対策（林業機械リース等支援）>

事業内容について

1 上表に掲げる新たに造林事業を開始する者等の育成は、下記のとおりとする。

(1) 採択基準

① (略)

② 毎年安定的に森林の整備（新たに造林事業を開始する者にとっては、植栽、保育）を行うり計画があり、かつ将来的にわたり森林の整備を担う意思を有すること。

③～⑤ (略)

(新設)

(2) 細則

① (略)

② 補助対象となる資機材の例

ヘルメット、防振（防蜂）手袋、なた、のこぎり、防護服、空調服、安全靴、刈払機、チェーンソー、ウインチ、軽架線、チップパー、電気柵・土留め柵等構築物の資材、植林用自動穴掘機械、林内通信機器（LPWA等）、携帯型GPS機器、林内作業車（500万円未満のもの）、苗木運搬車、任意傷害保険、レンタル経費等（汎用性のある物品等は対象外）

2 上表に掲げる林業労働安全衛生に資する装備・装置の林業経営体（※5）への導入支援は、下記のとおりとする。（※1）

(1) 補助対象となる装備・装置

現場従事者が使用する保護衣、衛生装備、緊急通信用装置等とし、保護衣は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知）に規定する安全性能を有するものとする。

(2) (略)

<林業経営体育成対策（林業機械リース支援）>

9 林業機械リース支援

目 標 : (略)

事業概要 : 効率的かつ安定的な林業経営等を継続的に行うために必要な先進的な林業機械等のリース導入

(略)

(1) 採択基準

① (略)

② 【素材生産型】においては、リース期間満了までにおおむね3,000 m³/年以上の素材生産を行うことが計画されておりその達成が見込まれること。

③～⑦ (略)

(2) 細則

①～④ (略)

⑤ 交付金の額

ア 交付金の額は次に掲げる算式により計算し、いずれか小さい額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税及び地方消費税を除く額とし、リース期間は、借受者（事業実施主体）がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) (略)

(イ) (リース物件価格－残存価格) × 1/3 以内

ただし、導入する機械が林業用四輪駆動ダンプトラックの場合の交付率は1/4以内とする。また、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ、遠隔操作伐倒機械、遠隔操作下刈り作業車又は林業用資材運搬ドローンの場合の交付率は4/10以内とする。

イ・ウ (略)

⑥～⑧ (略)

9 林業機械リース支援

目 標 : (略)

事業概要 : 効率的かつ安定的な林業経営等を継続的に行うために必要な高性能林業機械等のリース導入

(略)

(1) 採択基準

① (略)

② 【素材生産型】においては、リース期間満了までに概ね3,000 m³/年以上の素材生産を行うことが計画されておりその達成が見込まれること。

③～⑦ (略)

(2) 細則

①～④ (略)

⑤ 交付金の額

ア 交付金の額は次に掲げる算式により計算し、いずれか小さい額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税及び地方消費税を除く額とし、リース期間は、借受者（事業実施主体）がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) (略)

(イ) (リース物件価格－残存価格) × 1/3 以内

ただし、導入する機械が林業用四輪駆動ダンプトラックの場合の交付率は1/4以内とする。また、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム、IoTハーベスタ又は林業用資材運搬ドローンの場合の交付率は4/10以内とする。

イ・ウ (略)

⑥～⑧ (略)

⑨ 機械の再貸付け
(略)

ア・イ (略)

ウ 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者(オ及びカにおいて「利用者」という。)との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

エ～キ (略)

⑩～⑮ (略)

⑯ 森林の集積・集約化の推進について
1の1の(2)の⑨に準ずる。

(3) (略)

10 ICT生産管理ソフト等の導入支援

目 標 : 林業経営体の育成

事業概要 : 効率的かつ安定的な林業経営等を継続的に行うために必要なICT生産管理ソフト等の導入

メニュー	事業内容	事業実施主体	備 考
林業経営体育成 対策 (ICT生産管理ソフト等の導入支援)	日報管理ソフトや 木材検収ソフト等 のICT生産管理 を行うためのソフト ウェア等の導入	都道府県、市町村、 森林整備法人 等、選定経営体	

(1) 採択基準

① 受益範囲において、ソフトの導入による効果を事業経営に反映する等、林業のDX化に取り組むものであること。

② 事業実施主体は、事業実施の翌年度までに、ソフト等を活用し

⑨ 機械の再貸付け
(略)

ア・イ (略)

ウ 事業実施主体と施設の貸付けを受ける者(以下「利用者」という。)との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結すること。なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議すること。

エ～キ (略)

⑩～⑮ (略)

(新設)

(3) (略)

(新設)

た森林資源管理・木材生産管理の効率化を実施すること。

③ 人員や事業範囲にあった性能及び規模であること。

④ 事業実施主体は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。

なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りではない。

(2) 細則

① 補助対象は、次のアからウまでのソフトウェア並びにこれらのソフトウェアに併せて導入しデータ連携により、一層の効率化に資するエ及びオの機器とする。

ア 施業提案ソフト

森林所有者に対する施業提案・同意取得を目的として、森林の現状（位置図、現状写真等）、施業内容・効果等の情報をまとめた伐採計画を作成可能なソフトウェア

イ 木材検収ソフト

土場等における原木検知を目的として、スマートフォンやタブレット端末等を利用したデータ入力（タップ入力、音声入力、画像認識等）により、原木の検知場所、品等、数量（材積、径級、本数等）の検知データを作成可能なソフトウェア

ウ 日報管理ソフト

現場作業員の業務管理を目的として、スマートフォンやタブレット端末等を利用したデータ入力又はデータの自動取得により、出退勤時刻、作業種類・時間等の勤怠・生産管理データを作成可能なソフトウェア

エ 林内測位機器

森林内で位置情報データの取得が可能な GNSS 受信機等の測位機器

オ 林内通信機器

森林内でデータの送受信等が可能な無線通信機器

② 交付申請について

事業実施主体は交付申請に当たり、要綱別記様式第 11 号に準ずる誓約書を提出しなければならない。

③ 資料の備付け

都道府県知事は、ソフトウェア等の導入による計画に係る達成状況について、事業実施主体ごとの事業内容、計画値等を取りまとめた資料を作成し備え付けるものとする。

資料は、本要領第2の6（様式4の第1の3の「(1) 森林整備・林業等振興整備交付金」）に準じて作成し、個別指標及び目標値欄は、目標年度のソフト等導入による人工数の縮減率の計画値とする。

④ 交付金の額

交付金の額は事業実施年度に支払う事業費（消費税及び地方消費税を除く。）の1/2以内とする。

⑤ 実績報告及び交付金の支払い

事業実施主体は、ソフトウェア等の導入後速やかに関係書類を添えて実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

事業実施主体は、ソフトウェア販売事業者等への交付金相当額の支払いが完了したときは速やかに領収書等の証拠書類を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認するものとする。

⑥ 達成状況の報告

都道府県知事は、③で作成する事業実施主体ごとの計画について、その達成状況を調査するものとし、事業実施主体は、都道府県知事が行う調査等に協力しなければならない。

調査年度及び目標年度は、本要領第6の2に準じ、様式7の1の「3. 個別事業評価（森林整備・林業等振興整備交付金）（1）施設の利用状況」により報告するものとする。

⑦ 途中解約の禁止

事業実施主体は、契約の解約はできないものとする。

⑧ 調査及び報告

都道府県知事は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し調査し、報告を求め、指導することができるものとする。

⑨ 労働安全対策、持続的な林業経営の確立等に関する以下の項目に取り組むこととする。

ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライ

ン」に基づく措置を実施すること。

イ 都道府県等が実施する、林業の多様な担い手の育成メニューの取組の活用に努めること。

(3) その他

事業内容には、備品、資機材の整備を含む。ただし、スマートフォン、タブレット端末等の汎用性のあるものは含めないこと。

別表3

事業構想の「目標を定量化する指標」のガイドライン

1・2 (略)

目標	メニュー	指標
林業・木材産業の生産基盤強化	先進的な林業機械等の整備	労働生産性 (m ³ /人・日)の増加率
	(略)	(略)

別表3

事業構想の「目標を定量化する指標」のガイドライン

1・2 (略)

目標	メニュー	指標
林業・木材産業の生産基盤強化	高性能林業機械等の整備	労働生産性 (m ³ /人・日)の増加率
	(略)	(略)

別表4

全体指標及び個別指標のガイドライン

1～3 (略)

(森林整備・林業等振興整備交付金)

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
林業・木材産業の生産基盤強化	先進的な林業機械等の整備	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	木材加工流通施設等の整備	(略)	○地域材利 用量(増	(略)

別表4

全体指標及び個別指標のガイドライン

1～3 (略)

(森林整備・林業等振興整備交付金)

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
林業・木材産業の生産基盤強化	高性能林業機械等の整備	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	木材加工流通施設等の整備	(略)	○地域材利 用量(増	(略)

	(略)	(略)	加量・増加率 ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞ ◎都道府県及び市町村の低層の公共建築物の木造率並びに都道府県の建築物木材利用促進協定の締結数＜木造公共＞	(略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(森林整備・林業等振興推進交付金)

目標	メニュー	全体指標
----	------	------

	(略)	(略)	加量・増加率 ◎素材生産量（目標値）＜木材加工流通施設等＞ ◎木質バイオマス利用量（増加量）＜木質バイオマス＞ ◎都道府県及び市町村の低層の公共建築物の木造率及び <u>木造率の伸び率</u> 並びに都道府県の建築物木材利用促進協定の締結数＜木造公共＞	(略)
	(略)	(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

(森林整備・林業等振興推進交付金)

目標	メニュー	全体指標
----	------	------

(略)	(略)	(略)
林業経営体の育成	林業経営体育成対策（ <u>林業機械リース等支援</u> ）	(略)

(森林整備・林業等振興整備交付金) 被災施設等の再整備に係るもの

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
被災施設等の再整備による生産、供給体制の再建等	<u>先進的な林業機械等の整備</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

* 目標値は被災前の数量又は数値以上とする。

* 収支を伴う施設及び先進的な林業機械等の整備のうち、既施設の目標年度前（本要領第8の改善措置を実施している事業を含む。）に被災施設等の再整備を行う場合については、原則として既施設が事業実施年度又は改善措置実施年度に計画した指標と目標値を用いること。

(略)	(略)	(略)
林業経営体の育成	林業経営体育成対策（ <u>林業機械リース支援</u> ）	(略)

(森林整備・林業等振興整備交付金) 被災施設等の再整備に係るもの

目標	メニュー	事業種目	全体指標	個別指標
被災施設等の再整備による生産、供給体制の再建等	<u>高性能林業機械等の整備</u>	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

* 目標値は被災前の数量又は数値以上とする。

* 収支を伴う施設及び高性能林業機械等の整備のうち、既施設の目標年度前（実施要領第8の改善措置を実施している事業を含む。）に被災施設等の再整備を行う場合については、原則として既施設が事業実施年度又は改善措置実施年度に計画した指標と目標値を用いること。

別表5（別紙2の6関係）施設別の上限事業費

(1) 木材加工流通施設整備 ア・イ (略) ※ 被災施設等の再整備にあたってはア及びイの素材消費量（増加量）を素材消費量、製品出荷量（増加量）を製品出荷量、素材取扱量（増加量）を素材取扱量にそれぞれ読み替えることとする。 (2)～(4) (略) ※ (略) (略)
--

別表5（別紙2の1の(2)のエ関係）施設別の上限事業費

(1) 木材加工流通施設整備 ア・イ (略) ※ 被災施設等の再整備にあたっては(2)ア及びイの素材消費量（増加量）を素材消費量、製品出荷量（増加量）を製品出荷量、素材取扱量（増加量）を素材取扱量にそれぞれ読み替えることとする。 (2)～(4) (略) ※ (略) (略)

様式2

(略)
1～14 (略)
15 目標を定量化する指標 (略)

様式2

(略)
1～14 (略)
15 目標を定量化する指標 (略)

目標	メニュー		指標	(目標) 〇〇年 (度)
林業・木材産業 の生産基盤強化 (略)	先進的な林業機械等の整備		(略)	
	(略)	(略)	(略)	

目標	メニュー		指標	(目標) 〇〇年 (度)
林業・木材産業 の生産基盤強化 (略)	高性能林業機械等の整備		(略)	
	(略)	(略)	(略)	

様式3

(略)

〇〇年度林業・木材産業循環成長対策交付金に係る事業計画
(変更)承認申請書

(略)

(注)

- 事業計画承認申請書を提出する場合は(1)から(4)までを添付すること。
(1)・(2) (略)
(3) 様式7の3及び様式7の4 (達成状況評価シート)

(4) (略)
- 事業計画変更承認申請書を提出する場合は(1)から(3)までのとおりとする。
(1) (略)
(2) 様式4の事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。また、様式右上の欄外に凡例として、

様式3

(略)

林業・木材産業循環成長対策交付金に係る事業計画(変更)承認申請書

(略)

(注)

- 事業計画承認申請書を提出する場合は(1)から(4)までを添付すること。
(1)・(2) (略)
(3) 様式7の3及び様式7の4 (達成状況評価シート)
ただし、様式7の3については、令和7年度申請分まではこの通知による廃止前の促進対策交付金実施要領の様式7の3を添付すること。
(4) (略)
- 事業計画変更承認申請書を提出する場合は(1)から(3)までのとおりとする。
(1) (略)
(2) 様式4の事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

1 段目に「上段：(変更前)」、2 段目に「下段：変更後」を追記すること。

(3) (略)

様式4 ○○年度事業計画

(削る。)

1 個別事業計画一覧表(1)

令和 年 月 日 現在

目標	事業種目 (メニュー)		(略)	備考
林業・ 木材産 業の生 産基盤 強化	(略)	(略)		(略)
	路網整 備・機 能強化	(略)		
		林業専用道(規格相当)の復旧		
		機械器具の整備		資機材の種 類:
		合計		
	省力・ 低コス ト再造 林対策	省力・低コスト造林の支援		
		うち造林のトータル コスト縮減		円/ha 植栽樹種: 植栽本数: 本/ha
		うち造林の省力化		円/ha 具体的な施 業: 植栽樹種: 植栽本数: 本/ha
		うち下刈り		円/ha 下刈り回数: 回

(3) (略)

様式4

第1 事業計画

1 個別事業計画一覧表(1)

令和 年 月 日 現在

目標	事業種目 (メニュー)		(略)	備考
林業・ 木材産 業の生 産基盤 強化 (新 設)	(略)	(略)		(略)
	路網整 備・機 能強化	(略)		
		林業専用道(規格相当)の復旧		
		(新設)		(新設)
		合計		
	(新設)	(新設)		
		(新設)		(新設)
		(新設)		(新設)
		(新設)		(新設)

			うちつる切	円/ha つる切回数： 回目	
			機械器具の整備	資機材の種 類：	
			関連条件整備活動		
			うち森林作業道の整備		
			合計		
			附帯事務費		
			総計		
(略)	(略)			(略)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)			
			(削る。)	(削る。)	
			(削る。)	(削る。)	
			(削る。)	(削る。)	
			(削る。)	(削る。)	
			(削る。)	(削る。)	
			(削る。)	(削る。)	

			(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	
			(新設)		
			(新設)		
			(新設)		
			附帯事務費		
			総計		
(略)	(略)			(略)	
林業・ 木材産 業の生 産基盤 強化	低コス ト再造 林対策	低コスト造林の支援			
			うち一貫作業システム	円/ha 植栽樹種： 植栽本数： 本/ha	
			うち低コスト造林	円/ha 具体的な施 業： 植栽樹種： 植栽本数： 本/ha	
			うち下刈り	円/ha 下刈り回数： 回目	
			機械器具の整備	資機材の種 類：	
			関連条件整備活動		
			うち森林作業道の整備		

	(削る。)		
	(削る。)		
	(削る。)		

(注)

1～3 (略)

4 「事業量」、「事業費」及び「国費」については、事業種目ごとに合計を記載し、間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林対策については、3事業の総計を「総計」欄に記載すること。

5 (略)

6 「路網整備・機能強化」の「林業専用道（規格相当）」については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載し、「機械器具の整備」については、具体的な資機材の種類を備考欄に記載すること。

(削る。)

7 「省力・低コスト再造林対策」は、単価及び具体的な施業、植栽樹種、植栽本数、下刈り回数、資機材の種類を事業種目に応じて備考欄に記載すること。

8 「森林整備地域活動支援対策」については、「交付金」「基金」別に記載することとし、備考欄に事業実施年度も記載すること。

(略)

1 個別事業計画一覧表（2）

(略)

(注)

1～5 (略)

	合計		
	附帯事務費		
	総計		

(注)

1～3 (略)

4 「事業量」、「事業費」及び「国費」については、事業種目ごとに合計を記載し、間伐材生産、路網整備・機能強化については、2事業の総計を「総計」欄に記載すること。

5 (略)

6 「路網整備・機能強化」の「林業専用道（規格相当）」については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載すること。

7 「森林整備地域活動支援対策」については、「交付金」「基金」別に記載することとし、備考欄に事業実施年度も記載すること。

8 「低コスト再造林対策」は、定額の単価及び具体的な施業、植栽樹種、植栽本数、下刈り回数、資機材の種類を事業種目に応じて備考欄に記載すること。

(新設)

(略)

1 個別事業計画一覧表（2）

(略)

(注)

1～5 (略)

6 「林業経営体の育成」の実施内容、事業実施主体、事業費、国費及び備考欄については、林業機械リース支援及びICT生産管理ソフト等導入支援を活用する事業実施主体ごとに記載することとし、実施内容欄については導入予定機械名及び台数を記載すること。また、機械の再貸付けを行うものにあつては、備考欄に「再貸付」と記入すること。
(略)

2 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	事業種目 (メニュー)	(略)
(略)	(略)	
林業経営体の育成	林業経営体育成対策 (林業機械リース支援) <u>(ICT生産管理ソフト等の導入支援)</u>	

(略)

3 事業実施主体ごとに定める指標（個別指標）

(略)

(注)

1～5 (略)

6 実施期間が複数年度にわたる事業の計画については、後年度費用について事業費及び交付金(国費)の欄に翌年度事業分を2段目に、翌々年度事業分を3段目に【】書きで記入すること。また上段に過年度実績額を【】書きで記入すること。

7～11 (略)

12 その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと。)

(1) (略)

6 「林業経営体の育成」の実施内容、事業実施主体、事業費、国費及び備考欄については、林業機械リース支援を活用する事業実施主体ごとに記載することとし、実施内容欄については導入予定機械名及び台数を記載すること。また、機械の再貸付けを行うものにあつては、備考欄に「再貸付」と記入すること。
(略)

2 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	事業種目 (メニュー)	(略)
(略)	(略)	
林業経営体の育成	林業経営体育成対策 (林業機械リース支援)	

(略)

3 事業実施主体ごとに定める指標（個別指標）

(略)

(注)

1～5 (略)

(新設)

6～10 (略)

11 その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと。)

(1) (略)

<p>(2) <u>木材加工流通施設等の整備のうち、プレカット事業者及び運送事業者等を除く事業実施主体については、「原木価格の協議の実施に努める」と記載。</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 <u>別表2の2の「10 ICT生産管理ソフト等導入支援」の(2)細則の③の資料は、本様式に準じて作成するものとし、個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとの目標年度のソフト等導入による人工数の縮減率の計画値を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。</u></p> <p>15 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>12 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>13 (略)</p> <p>(略)</p>																																
<p>様式5</p> <p style="text-align: center;">事前点検シート</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）</p> <table border="1" data-bbox="165 927 1106 1423"> <thead> <tr> <th></th> <th>項 目</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1)</td> <td colspan="2">事業実施主体の適正性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>先進的な林業機械等の整備のうち林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ～カ</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目	(略)	(1)	事業実施主体の適正性			ア	(略)		イ	先進的な林業機械等の整備のうち林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。		ウ～カ	(略)		<p>様式5</p> <p style="text-align: center;">事前点検シート</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入）</p> <table border="1" data-bbox="1137 927 2078 1423"> <thead> <tr> <th></th> <th>項 目</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1)</td> <td colspan="2">事業実施主体の適正性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>高性能林業機械等の林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ～カ</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項 目	(略)	(1)	事業実施主体の適正性			ア	(略)		イ	高性能林業機械等の林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。		ウ～カ	(略)	
	項 目	(略)																															
(1)	事業実施主体の適正性																																
	ア	(略)																															
	イ	先進的な林業機械等の整備のうち林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。																															
	ウ～カ	(略)																															
	項 目	(略)																															
(1)	事業実施主体の適正性																																
	ア	(略)																															
	イ	高性能林業機械等の林業機械の導入は、事業実施主体が都道府県等の場合を除き、林野庁長官が別に定めるところにより、都道府県知事が選定した林業経営体となっているか。																															
	ウ～カ	(略)																															

(2) ～ (5)	(略)	
(6)	個々の施設整備については、 <u>原則</u> 、単年度で事業が完了するような計画となっているか。	
(7) ～ (18)	(略)	
(19)	<u>先進的な林業機械等の整備のうち林業機械の導入</u> については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。	
(20)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分のうち柱、 <u>横架材（梁及び桁）及び土台</u> については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）の規定に基づき格付けがされたものかつ地域材を使用しているか。	
(21) ～ (30)	(略)	

(注)

1 (略)

2 メニュー名（略称）

先進的な林業機械等の整備（林業機械）、木材加工流通施設等の整備（木材加工）、木質バイオマス利用促進施設の整備（バイオマス）、

(2) ～ (5)	(略)	
(6)	個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。	
(7) ～ (18)	(略)	
(19)	<u>高性能林業機械等の林業機械の導入</u> については、既存機械も含めたシステムの中で生産性、稼働率の向上や効率化に資するものであるか。	
(20)	木材加工流通施設等の整備において、施設を整備する場合、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる <u>製材品</u> については、「日本農林規格等に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）の規定に基づき、「 <u>製材の日本農林規格</u> 」（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）又は「 <u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格</u> 」（昭和 49 年農林省告示第 600 号）の格付けがされたものかつ地域材を使用しているか。	
(21) ～ (30)	(略)	

(注)

1 (略)

2 メニュー名（略称）

高性能林業機械等の整備（林業機械）、木材加工流通施設等の整備（木材加工）、木質バイオマス利用促進施設の整備（バイオマス）、特用林産振興施設等の整備（特用林産）、木造公共建築物等の整備

特用林産振興施設等の整備（特用林産）、木造公共建築物等の整備（木造公共）、コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗）。

3 (略)

3 集約化を通じた自立的な経営、管理される森林の拡大

(間伐、路網、再造林、林業機械、木材加工、バイオマス、木造公共、機械リースを実施する場合のみ記入)

項 目	メニュー名	チェック欄						備考欄
		事業実施主体名						
(1)	事業実施主体（ただし、都道府県、市町村等を除く）（※）は、集約化構想の作成に参画する等、森林の集積・集約化に取り組むこととしているか。							
(2)	間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林対策、先進的な林業機械等の整備、林業経営体育成支援（林業機械リース支援）を実施する事業実施主体（ただし、都道府県、市町村等を除く）は経営管理等する森林面積を増加させる目標を立てているか。							
(3)	都道府県知事は、間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低							

(木造公共)、コンテナ苗生産基盤施設等の整備（コンテナ苗）。

3 (略)

(新設)

	<p>コスト再造林対策、先進的な林業機械等の整備、林業経営育成支援（林業機械リース支援）を実施する事業実施主体（ただし、都道府県、市町村等を除く）が（2）で示した経営管理等に向けた森林面積の目標の進捗状況を把握し、指導・助言を行う体制を整えているか。</p>									
(4)	<p>木材加工流通施設等の整備において、事業実施主体（ただし、プレカット事業者、運送事業者等を除く）は、原木供給者（市場等を除く）からの要請に応じて、または定期的に原木価格の協議の実施に努めているか。</p>									

(注)

1 チェック欄には、都道府県及び事業実施主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当なしの場合は「-」を記入すること。（必要に応じて名称等を記入）

2 メニュー名（略称）

間伐材生産（間伐）、路網整備・機能強化（路網）、省力・低コスト再造林対策（再造林）、先進的な林業機械等の整備（林業機械）、木材加工流通施設等の整備（木材加工）、木質バイオマス利用促進施設の整備（バイオマス）、木造公共建築物等の整備（木造公共）、林業経営育成対策（機械リース）

3 チェック欄は、適宜加除すること。

4 (※) 木造公共建築物等の整備については、都道府県、市町村等の公的機関を含む。ただし、事業実施主体が公的機関以外の場合は、当該建築物が所在する都道府県とする。

様式6

交付金チェックリスト

(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容	評価
1 経営管理実施権の設定等	
経営管理実施権の設定等をしているか。	
①・② (略)	
③ 集約化構想を作成している。	
④・⑤ (略)	
2・3 (略)	

(注) (略)

<林業経営体の育成>

評価内容	(略)
(略)	(略)
1 雇用環境の改善	
(略)	
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	

様式6

交付金チェックリスト

(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容	評価
1 経営管理実施権の設定等	
経営管理実施権の設定等をしているか。	
①・② (略)	
(新設)	
③・④ (略)	
2・3 (略)	

(注) (略)

<林業経営体の育成>

評価内容	(略)
(略)	(略)
1 雇用環境の改善	
(略)	
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	

(略)	
林業技能士の育成	
① 現場作業に従事する従業員に占める林業技能士（1級又は2級）の割合が30%以上である。	
② 現場作業に従事する従業員に占める林業技能士（1級又は2級）の割合が30%未満である。	
(略)	
(略)	

(注) (略)

(略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(略)	
(略)	

(注) (略)

様式7の1

(略)

林業・木材産業循環成長対策交付金達成状況報告書(〇〇年度)(速報)(注)

(略)

1. 事業構想評価

(1) 事業構想「目標を定量化する指標」の達成状況

目標	メニュー	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化	先進的な林業機械等の整備	(略)
	(略)	(略)

(注)

1 「達成状況」には、各年の目標値、実績値及び達成率(各年度の実績値/各年度の目標値(小数点以下切捨て))を記載すること。

様式7の1

(略)

林業・木材産業循環成長対策交付金達成状況報告書(速報)(注)

(略)

1. 事業構想評価

(1) 事業構想「目標を定量化する指標」の達成状況

目標	メニュー	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化	高性能林業機械等の整備	(略)
	(略)	(略)

(注)

1 「達成状況」には、各年の目標値、実績値及び達成率(各年度の実績値/各年度の目標値)を記載すること。

- 2 (略)
- 3 各メニューの達成状況における、目標年度の目標値には調査年度の前年度の事業構想に基づく目標値を記載し、下線を引くこと。
- 4・5 (略)

2. 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値(小数点以下切捨て)とすること。ただし、現状値より数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標については、目標値／目標年度の実績(小数点以下切捨て)とすること。
- 3～5 (略)

(2) (略)

3. 個別事業評価

森林整備・林業等振興整備交付金

(1) 施設の利用状況

(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 「達成状況」の欄には、各調査年度について上段に目標値、中段に実績値を、下段に達成率(実績値／目標値(小数点以下切捨て))を記載すること。
ただし、数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標における達成率については、各年度の目標値／実績値とすること。

- 2 (略)
- 3 各メニューの達成状況における、目標年度の目標値には下線を引くこと。
- 4・5 (略)

2. 全体評価

(1) 全体指標の達成状況

(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 達成率は、目標年度の実績／目標値とすること。ただし、現状値より数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標については、目標値／目標年度の実績とすること。
- 3～5 (略)

(2) (略)

3. 個別事業評価

森林整備・林業等振興整備交付金

(1) 施設の利用状況

(略)

(注)

- 1 (略)
- 2 「達成状況」の欄には、各調査年度について上段に目標値、中段に実績値を、下段に達成率(実績値／目標値)を記載すること。
ただし、数値を縮減する(減少させる)ことを目標とする指標における達成率については、各年度の目標値／実績とすること。

<p>3～9 (略)</p> <p><u>10 別表2の2の「10 ICT生産管理ソフト等の導入支援」の(2)の⑥の達成状況報告は、本様式により行い、施設等区分欄には導入ソフト等の名称を、個別指標(目標値)欄及び達成状況の目標年度欄には、事業完了翌年度の事業実施主体ごとのソフト等導入による人工数及び人工数の縮減率を記載すること。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>3～9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>様式7の2</p> <p>費用対効果分析結果報告書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等) (略) (注) 1～4 (略)</p> <p><u>5 総事業費及び効果額については税抜き価格で算出すること。</u></p> <p>6 費用対効果分析結果個別表(生産関連施設等、特用樹林造成等) (略) (注) 1～3 (略)</p> <p><u>4 総事業費及び効果額については税抜き価格で算出すること。</u></p>	<p>様式7の2</p> <p>費用対効果分析結果報告書</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等) (略) (注) 1～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 費用対効果分析結果個別表(生産関連施設等、特用樹林造成等) (略) (注) 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>様式7の3</p> <p>達成状況評価シート (事業構想「目標を定量化する指標」)</p>	<p>様式7の3</p> <p>達成状況評価シート (事業構想「目標を定量化する指標」)</p>

1 事業構想評価表

目標	メニュー		(略)
林業・木材産業の生産基盤強化	先進的な林業機械等の整備		(略)
	(略)	(略)	(略)

(略)

1 事業構想評価表

目標	メニュー		(略)
林業・木材産業の生産基盤強化	高性能林業機械等の整備		(略)
	(略)	(略)	(略)

(略)

別記様式第1号-1

「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・※の記載に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
②	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
③	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

	チェック	適正な施肥
--	------	--------------

別記様式第1号-1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

(新設)

	チェック	(1) 適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/>
--	------	---

④	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の適正な保管
⑤	<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	適正な防除
⑥	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の適正な使用・保管
⑦	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	エネルギーの節減
(削る。)	(削る。)	(削る。)
⑧	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑨	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑩	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑪	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑫	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に

①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2) 適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
③	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
④	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3) エネルギーの節減
⑤	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に

	努める
--	-----

(削る。)

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

別記様式第1号-2
「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	努める
--	-----

	チェック	（7）環境関係法令の遵守等
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（1）、（2）又は（4）の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別記様式第1号-2
環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。

・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。

・※の記載に該当しない場合は、「該当しない□」にチェックをすることとし、

当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

	チェック	環境関係法令の遵守等
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
②	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
③	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

	チェック	エネルギーの節減
(削る。)	(削る。)	(削る。)
⑤	(略)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等） <u>ように努める</u>
⑥	(略)	(略)

	チェック	悪臭及び害虫の発生防止
⑦	(略)	※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
--	------	---------------------------

(新設)

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	(略)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等） <u>を検討</u>
③	(略)	(略)

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない□）
④	(略)	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
--	------	-------------------------------

⑧	(略)	(略)
⑨	(略)	(略)

	チェック	生物多様性への悪影響の防止
⑩	(略)	※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	(略)	※ 特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

(削る。)

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

⑤	(略)	(略)
⑥	(略)	(略)

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	(略)	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>)
⑧	(略)	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑪	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない <input type="checkbox"/>)
⑬	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4) の⑦若しくは⑧又は (5) の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(別紙様式第8)

(略)

「森林境界の明確化」実施状況報告書

1・2 (略)

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積 (ha)				加算措置			(削る。)	備考
			地上法 (簡易な測量)	地上法 (精度の高い測量)	航測法	森林境界案の作成	(削る。)	(削る。)	不在村		

(注) 「地上法 (簡易な測量)」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のaに定める交付単価を適用した森林面積、「地上法 (精度の高い測量)」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のbに定める交付単価を適用した森林面積、「航測法」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のcに定める交付単価を適用した森林面積、「不在村」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のdに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「森林境界案の作成」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの

(別紙様式第8)

(略)

「森林境界の明確化」実施状況報告書

1・2 (略)

3 積算基礎森林面積

番号	森林の所在地	所有者名	面積 (ha)				加算措置			測量延長	備考
			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	精度向上	リモセン	不在村	(m)	

(注) 1 「加算措置」のうち「精度向上」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のbに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「リモセン」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のcに定める交付単価の加算を適用した森林面積、「不在村」とは、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のdに定める交付単価の加算を適用した森林面積。

(イ) の e に定める交付単価を適用した森林面積。

(削る。)

4 (略)

5 対象行為等実施状況

(略)

(注) 1 (略)

2 「対象行為の具体的内容」には、「簡易な測量」、「精度の高い測量」、「航測法」、「森林境界案の作成」等を記載してください。

6・7 (略)

2 「森林境界案の作成」を実施した際は、「備考」欄に「境界案」を記入してください。

4 (略)

5 対象行為等実施状況

(略)

(注) 1 (略)

2 「対象行為の具体的内容」には、「境界の測量」、「精度向上による測量」、「リモセンによる測量」、「森林境界案の作成」等を記載してください。

6・7 (略)

(別紙様式第 11)

(略)

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、円)

区 分		積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	うち国費 (円)
(略)	(略)	(略)		
森林境界の明確化	森林境界の測量	<u>地上法(簡易な測量)面積</u>		
		<u>地上法(精度の高い測量)面積</u>		
		<u>航測法面積</u>		
		うち不在村加算面積		
		森林境界案の確定面積		
(略)	(略)	(略)		

(別紙様式第11)

(略)

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、円)

区 分		積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	うち国費 (円)
(略)	(略)	(略)		
森林境界の明確化	森林境界の測量	<u>実施面積</u>		
		<u>うち精度向上加算面積</u>		
		<u>うちリモセン加算面積</u>		
		うち不在村加算面積		
		うち森林境界案の確定面積		
(略)	(略)	(略)		

(略)	(略)			
-----	-----	--	--	--

(注) 1・2 (略)

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

2. ~5. (略)

(略)	(略)			
-----	-----	--	--	--

(注) 1・2 (略)

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載する。

2. ~5. (略)

(別紙様式第12)

(略)

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、円)

区 分		積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	うち国費 (円)
(略)	(略)	(略)		
森林境界の明確化	森林境界の測量	地上法(簡易な測量)面積		
		地上法(精度の高い測量)面積		
		航測法面積		
		うち不在村加算面積		
		森林境界案の確定面積		
	(略)	(略)		
(略)	(略)			

(注) 1・2 (略)

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載す

(別紙様式第12)

(略)

(別紙)

1. 積算基礎森林面積及び交付額

(単位：h a、円)

区 分		積算基礎森林面積 (ha)	交付額 (円)	うち国費 (円)
(略)	(略)	(略)		
森林境界の明確化	森林境界の測量	実施面積		
		うち精度向上加算面積		
		うちリモセン加算面積		
		うち不在村加算面積		
		うち森林境界案の確定面積		
	(略)	(略)		
(略)	(略)			

(注) 1・2 (略)

3 「森林境界の明確化」の「積算基礎森林面積」欄について、実施要領別表2の2の1の(2)の③のイの(イ)のb、c及びdの表に定める交付単価の加算が適用される森林の面積を内書き

る。
2. ～4. (略)

で記載する。
2. ～4. (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、第6の2の(2)の②を除き、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。